志賀高原ユネスコエコパーク
管理運営計画
2021 – 2030

［2021 年 5 月（策定）
2022 年 5 月（変更）］

Shiga Highland Biosphere Reserve
Management Plan 2021-2030

志賀高原ユネスコエコパーク協議会
Shiga Highland UNESCO Biosphere Reserve Council

目次

1　はじめに……1
（1）管理運営計画について……1
ア　ユネスコエコパークとは……1
イ　志賀高原 BR における管理運営計画……2
（2）計画策定の趣旨……2
（3）計画の位置付け……2

2　ユネスコエコパーク制度の概要……4
（1）ユネスコエコパークの役割……4
（2）３つの機能と３つのゾーニング（土地管理区分）……4
（3）国際的位置付け等……6

3　志賀高原ユネスコエコパークの概要……8
（1）名称・特徴・経緯……8
ア　名称……8
イ　特徴……8
ウ　経緯……9
（2）ゾーニング・面積……11
ア　核心地域……13
イ　緩衝地域……15
ウ　移行地域……17
（3）ユネスコエコパークに関連する法規制等……18
ア　上信越高原国立公園……18
イ　鳥獣保護区……20
ウ　森林の土地所有区分及び保安林指定地域……22
エ　ラムサール条約登録地域……24
オ　保護林……25
カ　天然記念物等文化財……27
キ　水系図及び分水界……29

4　エリアの概況……30

（1）地理 30
（2）自然環境 30
ア　地質・地形 30
イ　気候 31
ウ　植生 32
エ　景観と土地利用 33
ア　植物相 36
イ　動物相 38
（4）社会経済環境 40
ア　人口 40
イ　地域住民の生活と文化 41
ウ　農業 42
エ　林業 43
オ　観光業 43
カ　その他の産業 44
（5）教育研究活動 45

5　移行地域が未設定の構成自治体の概況 46
（1）人口 46
（2）産業 47

6　管理運営の基本構想 48
（1）テーマ（キャッチフレーズ） 48
（2）基本方針 50
（3）シンボル 51
（4）基本施策 52
（5）計画期間等 58

7　管理運営計画の実行 59
（1）管理運営体制 59
（2）計画の実行主体と推進体制 60
（3）計画の変更 62
（4）行動計画の策定と実行 62

（5）行動計画の評価・報告・修正 62
（6）ネットワークの推進 62

8　巻末資料 63
A）愛知目標 64
B）気候変動枠組条約 67
C）持続可能な開発目標（SDGs） 68
D）セビリア戦略 68
E)ラムサール条約 69
F）リマ行動計画 70

１　はじめに

（１）管理運営計画について

ア　ユネスコエコパークとは

ユネスコエコパーク※1とは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とする取組です。この名称は日本における呼び名であり、正式には「生物圏保存地域（Biosphere Reserve: BR）」と呼ばれ、1976 年に開始されたユネスコ人間と生物圏（MAB: Man and the Biosphere）計画の枠組みに基づく、ユネスコによって国際的に認定された地域です。

志賀高原ユネスコエコパーク（以下、志賀高原 BR）は、1980 年に国際連合教育科学文化機関（以下、ユネスコ）によって承認された、日本で最初のユネスコエコパークの一つです。

世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然を厳格に保護することを主目的とするのに対し、ユネスコエコパークは、自然保護と地域の人々の生活（人間の干渉を含む生態系の保全と経済社会活動）とが両立した持続可能な発展を目指しています。

当地がユネスコエコパークとして承認されたことは、本地域の豊かな自然環境と、それを保全しつつ利用してきた地域の伝統、文化、産業が、“人間と自然が共に暮らす社会”として国際的に認められたことを意味しており、その一方で、気候変動や生物多様性の喪失、地域資源の利用と保全のバランスを保つといった社会問題に対し、同様の課題を有する地域のモデルとなることも期待されています。

志賀高原 BR は地域の豊かな自然環境を保護・保全するとともに、そこから得られる資源の持続可能な利活用を通じ、地域の伝統、文化、産業を継承し、発展させるとともに、地域の自立と活性化、社会経済の発展を目指しています。志賀高原 BR は、これらの目的を達成するため、指定地域内のゾーニング（後述 P12 図４参照）を行い、取り組みを進めています。

また、それにより得られた人材や情報を、国内外のユネスコエコパークと共有することで、“人と自然が共生するモデル地域”として国内及び国際社会に貢献することを目指しています。

※１　ユネスコエコパークは日本独自の呼び方で、正式名称は「生物圏保存地域（Biosphere Reserve）」といいます。英名を略して「BR」と呼ぶこともあります。

イ　志賀高原 BR における管理運営計画

志賀高原ユネスコエコパーク管理運営計画（以下、本計画）は、1996 年にユネスコ MAB 計画（ Man and the Biosphere Programme ）※2が定めた法的枠組みである「セビリア戦略※3（生物圏保存地域世界ネットワーク定款含む）」（ The Seville Strategy and The Statutory Framework of the World Network ）の Article 4.7.(b) 及び 2011 年（2014 年改訂）に日本ユネスコ国内委員会 MAB 計画分科会が定めた「生物圏保存地域審査基準」の 2.(4) に則り、志賀高原 BR の保全管理や運営に関する基本的な計画として策定するものです。

本計画は、先に述べた目的を達成するために、志賀高原 BR 内外の住民、関係機関や団体の理解と協力を得ながら、協働と連携を図り、志賀高原 BR の適切な管理運営を行うための基本指針となります。

（２）計画策定の趣旨

本計画は、ユネスコ MAB 計画及びユネスコエコパーク制度の理念に基づき、長野県の山ノ内町、高山村、群馬県の中之条町、草津町、嬬恋村の地域住民、民間団体、企業、研究機関、行政機関等が協働して地域の生物圏を保存し、地域社会の持続可能な発展を目指すための指針となるよう策定するものです。

（３）計画の位置付け

本計画は、「MAB 戦略※4」（ MAB Strategy ）に沿って策定するものであり、「持続可能な開発目標（SDG_S）※5」「愛知目標（生物多様性条約）※6」

※2 ユネスコ MAB 計画とは、1971 年に発足したユネスコの政府間共同科学事業であり、生物多様性の保護を目的に、自然及び天然資源の持続可能な利用と保護に関する科学的研究を行うものである。持続可能な社会モデル、持続可能な開発目標である SDG_S の実践の場として期待されている。

※3 「セビリア戦略（生物圏保存地域世界ネットワーク定款含む）」とは、1995 年に示された MAB の新たな取り決め。ゾーニング方法や登録地どうしが学びあうネットワークづくりが特徴とされる。詳細は巻末資料 D 参照。

※4 MAB 戦略（2015 年～2025 年）とは、2015（平成 27）年 5 月、第 27 回 MAB 計画国際調整理事会（ユネスコ本部）において採択された戦略（指針）であり、詳細は巻末資料 F 参照。

※5 持続可能な開発目標（SDGs）とは、“2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す”ための国際目標です。（詳細は巻末資料Ｃを参照）

※6 愛知目標（生物多様性条約）とは、“2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する”とした 20 の個別目標です。（詳細は巻末資料Ａを参照）

「気候変動枠組み条約※7」「ラムサール条約※8」など、国連や多国間環境協定における国際的な目標の達成も考慮して策定します。

本計画において、志賀高原 BR における今後 10 年間の取組の方針を定め、その方針に沿って 5 年間で実施すべきことを明示した行動計画を策定します。

行動計画では、本計画に基づきながら、「リマ行動計画※9」等の国際的な戦略や計画、及び国や県、各町村の政策とも整合を図りながら、具体的な行動目標を設定します。

図 1 に各計画と目標・戦略等の位置付けを示します。

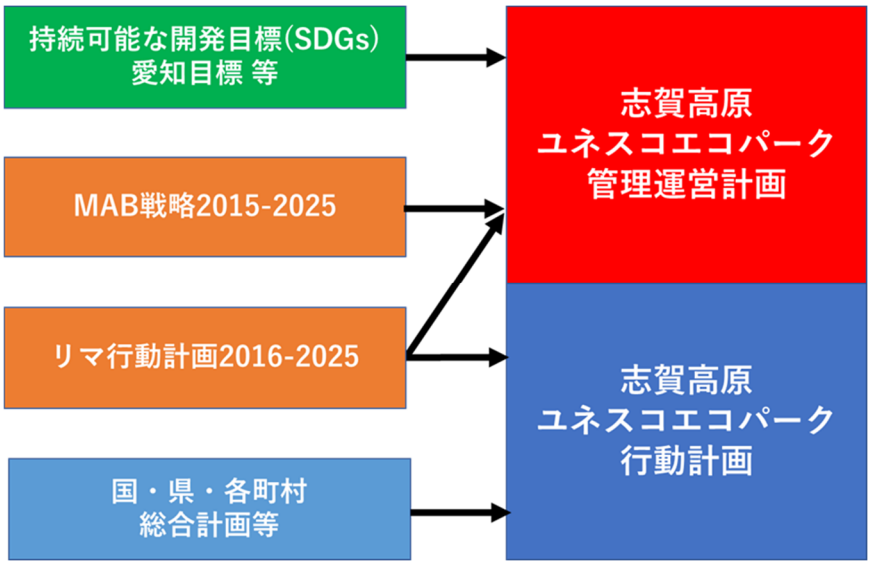

図 1　各計画と目標・戦略等の位置付け

※7　気候変動枠組条約とは、1992 年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」の略称です。（詳細は巻末資料Bを参照）

※8　ラムサール条約とは、1971 年に採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の略称です。（詳細は巻末資料Eを参照）

※9　リマ行動計画とは、2016 年の第 28 回 MAB 計画国際調整理事会（ペルー・リマ）において採択された“MAB 戦略の効果的実施のための具体的な行動”について定めた計画（期間：2016～2025 年）です。（詳細は巻末資料 F を参照）

２　ユネスコエコパーク制度の概要

（１）ユネスコエコパークの役割

ユネスコエコパークは、自然保護と地域の人々の生活（人間の干渉を含む生態系の保全と経済社会活動）とが両立した持続可能な発展を目指しています。ユネスコエコパーク登録地域は、域内の自然の成り立ちや、そこに育まれた歴史文化に対する理解を深めるほか、地域づくりの担い手を育成することが期待されています。また、世界ネットワークの一員として、登録地域同士の学び合いを通じてさらに取組を進めることが求められます。

日本国内におけるユネスコエコパークは、2021 年 9 月現在、当志賀高原 BR 以外にも白山（石川県・福井県・富山県・岐阜県）、大台ケ原・大峯山・大杉谷（奈良県・三重県）、屋久島・口永良部島（鹿児島県）、綾（宮崎県）、只見（福島県）、南アルプス（山梨県・長野県・静岡県）、祖母・傾・大崩（大分県・宮崎県）、みなかみ（群馬県・新潟県）、甲武信（山梨県・長野県・埼玉県・東京都）の 10 地域が登録されています。

（２）３つの機能と３つのゾーニング（土地管理区分）

ユネスコエコパークは、その目的を達成するために３つの機能と３つのゾーニングを有しています。３つの機能とは、図２に示す「保全機能」「経済と社会の発展」「学術的研究支援」です。「保全機能」は人間の生活とその影響も含めて、生物多様性の保全上重要な地域であること、「経済と社会の

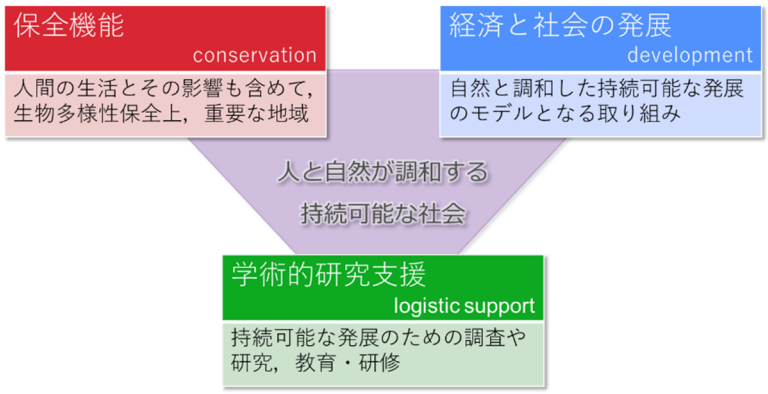

図２　ユネスコエコパークの３つの機能
（出典：「ESD 推進のためのダイアログ in 飯田（南アルプス BR）」講演資料から引用※10）

※10 （2019 年 11 月 16 日；飯田市役所）講演１「ユネスコエコパーク×ESD：人と自然が共生する持続可能な社会づくり」（信州大学教育学部助教；水谷瑞希氏）

発展」は自然環境の保全と調和した持続可能な発展のモデルとなる取組が行われていること、「学術的研究支援」はこれらの機能を支援し持続可能な発展のための調査や研究、教育を行う場であることです。それぞれの機能は独立したものではなく、相互に作用してユネスコエコパークを強化する関係にあります。

また、この機能を果たすために「核心地域」「緩衝地域」「移行地域」の３つのゾーニングを設定しています。図３に示すように、「核心地域」は自然環境が法律によって長期的に保護されている地域、「移行地域」は公的機関、地域住民や事業者が、環境と調和した暮らしや持続可能な発展を目指す地域、「緩衝地域」はそれらの中間にあり、地域住民や観光客が自然を守りながら環境教育やエコツーリズムなどに活用する地域です。

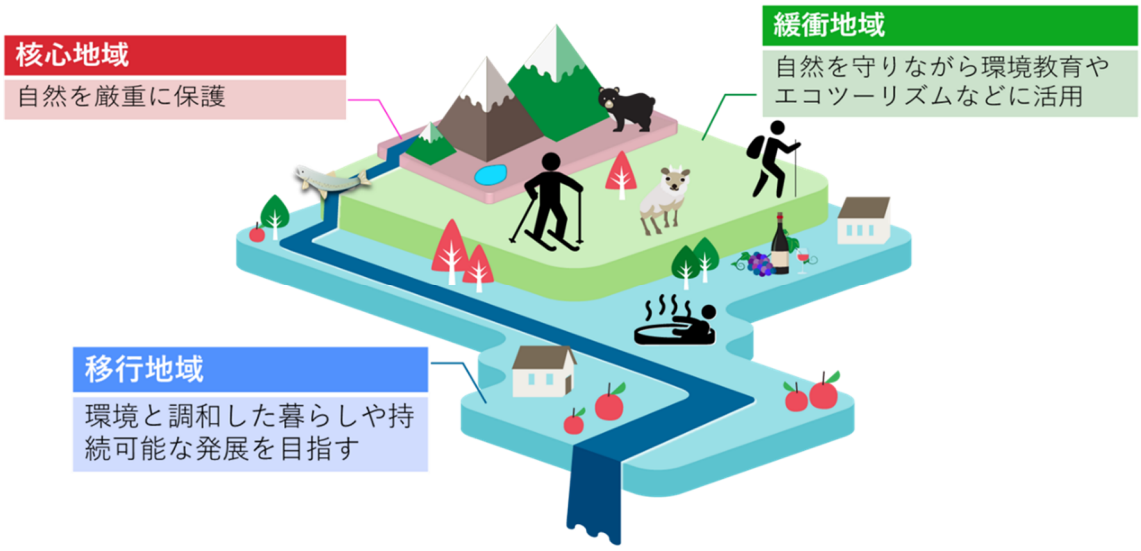

図３　ユネスコエコパークの３つのゾーニング（土地管理区分）
（出典：「ABMORI」公式サイトから引用（https://abmori.com/））

（３）国際的位置付け等

2021 年 9 月現在、ユネスコエコパークは 131 か国 727 地域が登録されており、日本国内では 10 地域が登録されています。

ユネスコエコパークと混同することが多い国際的な枠組みとして２つの制度についてここで整理しておきます。

一つは 1972 年にユネスコ総会で採択された国際条約に基づく制度である世界自然遺産です。世界で唯一の価値を有する貴重な自然を有し、将来の世代へ伝えるべく保護・保存を図る地域であり、ユネスコエコパークが保護すべき核心地域を中心により人々が生活し、自然の恵みを享受しながら持続可能な利活用を行うのに対し、保護の意味合いが強い制度です。

もう一つはユネスコ世界ジオパークです。ユネスコエコパークとの違いの大きな点は主たる保全対象が生態系であるか、地学的遺産であるかの違いです。2004 年に設立された世界ジオパークネットワーク（GGN）を中心とする枠組みで、2015 年よりユネスコの正式プログラムに組み込まれました。地学的遺産を有する地域における保護・教育・持続可能な発展を目的に地域主体で活動しており、地学的遺産を保護・維持する人々が活用することに力点を置き、地域振興ツールとしてのジオツーリズムを重視しています。なお、4 年に 1 度の再審査が必要となります。

ユネスコエコパークは国際的なプログラムである「MAB 計画」の一環で実施されています。ユネスコは、ユネスコ MAB 計画及びユネスコエコパークを、国連の開発目標や多国間条約の目標達成に貢献する制度として位置付けており、特に気候変動問題、生物多様性の保全、都市化とエネルギー消費問題、環境教育に焦点を当てて計画を推進しています。

2010 年に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議で採択された「愛知目標」などを背景に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、ユネスコエコパークは主要行動目標の一つであり、重要地域の保全及び持続可能な発展に向けた統合的取組として位置付けられています。また、環境教育等促進法（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律）に基づいた「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の 2018 年変更案において、ユネスコエコパークは ESD（ Education for Sustainable Development ；持続可能な開発のための教育）の実践の場として位置付けられています。

なお、ユネスコエコパークは国際条約ではないため法的拘束力はなく、認定された場合には対象国の既存法が適用されます。日本国内においては、自然公園法による国立公園（国定公園）制度、自然環境保全法及び都道府県条例による自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区、国有林野の管理経営に関する法律による保護林制度など、国内法令や仕組みに基づいてユネスコエコパークを設定することが定められており、ユネスコエコパークの認定を受けた場合には、新たな規制が敷かれるのではなく、従来通り国内の法制度に従うことになります。

３　志賀高原ユネスコエコパークの概要

（１）名称・特徴・経緯

ア　名称

正式和名：志賀高原生物圏保存地域
和名通称：志賀高原ユネスコエコパーク
和名略称：志賀高原 BR
正式英名：Shiga Highland Biosphere Reserve
英名略称：Shiga Highland BR

イ　特徴

志賀高原 BR は、移行地域の最低標高 420ｍから核心地域の最高標高地点である裏岩菅山 2,341ｍまでの 2,000ｍ近い標高差があり、多様な環境が存在します。核心地域及び緩衝地域は上信越高原国立公園に属し、植生としては原生林や二次林が存在します。中央部には志賀山、笠ヶ岳、横手山、岩菅山及び草津白根山などの 2,000ｍ級の山岳が存在し、新旧の火山に由来する地質が豊富な雨や雪によって浸食され、その上に森林や集落が成り立っています。また、堆積した溶岩の凹部や火口跡に湖沼・湿原が点在するのも当地域の特徴です。1920 年代より山岳地形と雪の恵みとしての観光に着目したスキー場や火山の恵みでもある温泉（1,000 年以上の歴史がある草津温泉・湯田中渋温泉郷）が多数存在します。

先人たちは古くから水資源や森林資源を持続的に利用して生活し、独自の産業、食文化、伝統工芸、芸術、信仰、祭事等を産み出し、伝承し、現在の私たちの生活基盤が作られました。私たちは、先人から受け継いだこれらの「遺産」を守りながら有効に活用し、次世代へと引き継ぐ責任があります。

このような持続可能な地域社会の構築と、その手法や成果を世界に発信して共有することを目的として、志賀高原 BR はユネスコエコパークに登録されました。

ウ　経緯

志賀高原 BR は、1980 年にユネスコエコパークに登録されましたが、当時は研究者の意見等を基に国主導で手続が進められたことから、地元自治体の関与はほとんど無く、そのため地域内でのユネスコエコパークに対する認知度は低く、目立った取組もなされず、有効に活用されていませんでした。

その後、1995 年にユネスコ MAB 計画により策定された「セビリア戦略」において、すべてのユネスコエコパークに移行地域の設定が求められるとともに、地域主導による持続可能な開発と自然保護の両立を重視することが一層求められるようになりました。さらにはセビリア戦略に沿っていないユネスコエコパークは削除を検討していくことも決定されました。

この動きを受け、当時移行地域が設定されていなかった志賀高原 BR でも、ユネスコエコパーク活用に向けた検討とゾーニング変更申請に向けた取組が始められました。また、それまで国内 4 地域のみであったユネスコエコパークですが、2012 年に綾ユネスコエコパーク（宮崎県）が国内では 32 年ぶりに新規登録を受け、国内でユネスコエコパークが再度注目されるようになった経過等もあり、志賀高原 BR では本格的に 2012 年から 2013 年にかけて移行地域の設定及び緩衝地域の拡大について関係者で協議され、長野県山ノ内町及び高山村の移行地域追加及び緩衝地域拡張の申請を行い、2014 年にユネスコに承認されました。

移行地域が追加された山ノ内町と高山村では、これを契機にユネスコエコパーク移行地域登録記念式典を開催し、その後は定期的にユネスコエコパークに関するイベントやセミナーを開催したり、地元産農産物にオリジナルロゴマークを添付したりと、認知度の向上に努めています。

また、他の地域のユネスコエコパークとの連携を深めるため、2014 年に山ノ内町で日本ユネスコエコパーク全国サミットを開催し、2015 年には山ノ内町で第 14 回 EABRN（生物圏保存地域東アジア・ネットワーク会議）を開催しました。

さらに、志賀高原ユネスコエコパーク協議会の設立による管理運営体制の強化や、未登録地域のゾーニング検討等、官民協働でユネスコエコパーク推進の取組が続けられてきました。

2019 年には上信越高原国立公園の区域変更により、保護規制の強化と

適切な利用施設の計画が行われたことを受けて、2020 年から核心地域の拡充や既存指定地周辺部のゾーニングの議論が行われ、長野県山ノ内町及び群馬県中之条町の一部を区域に追加し、拡張することが決定しました。

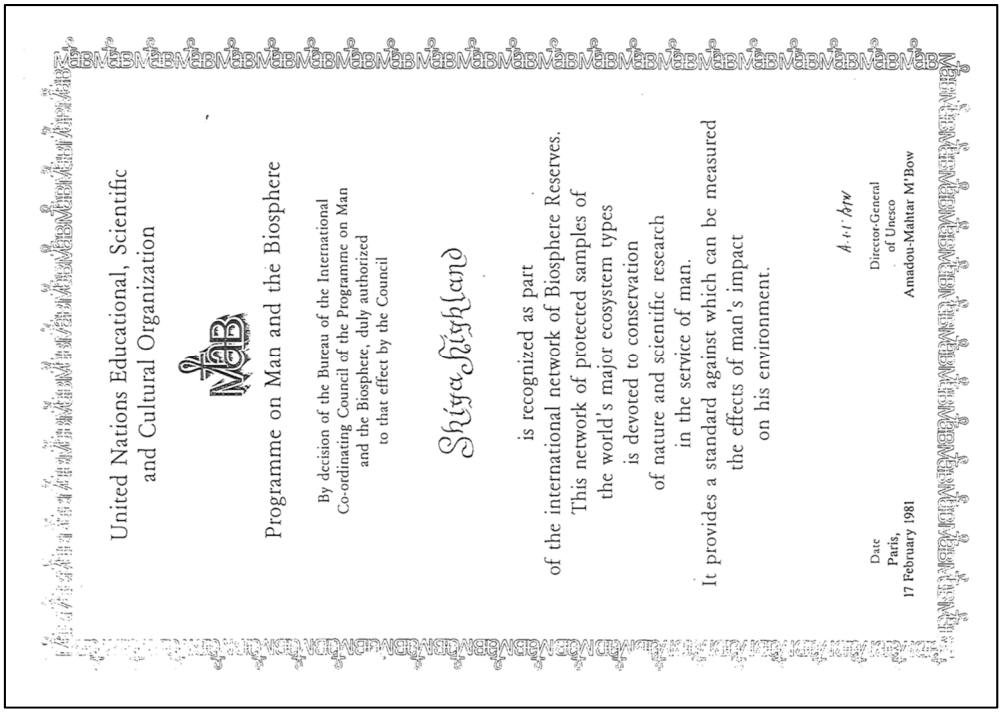

登録証（1980 年）

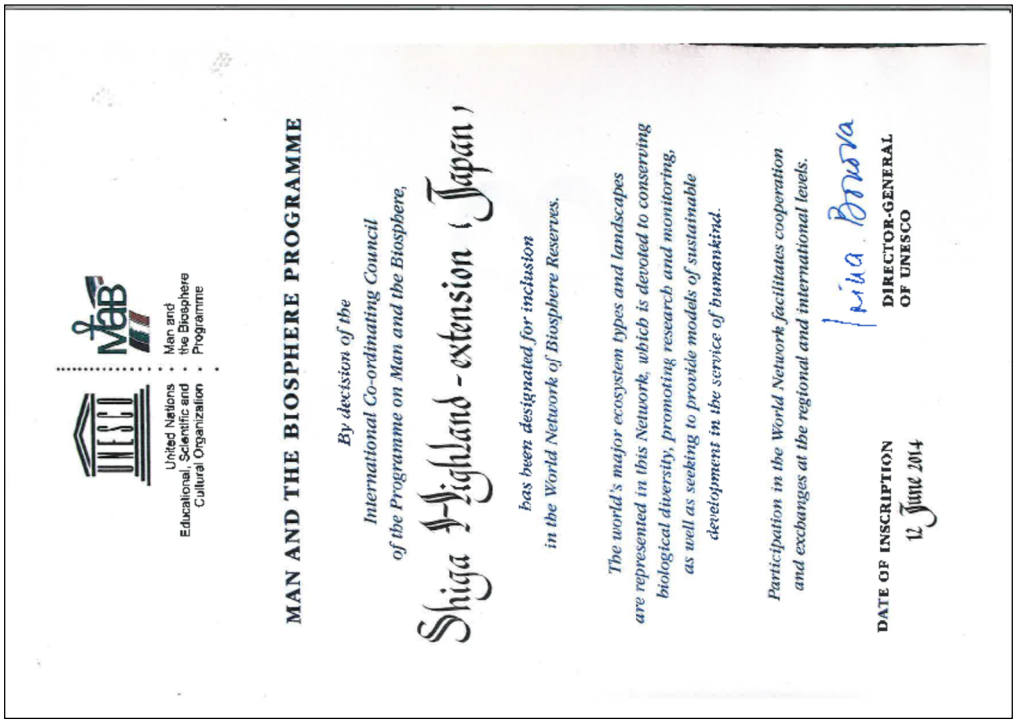

登録証（2014 年）

（２）ゾーニング・面積

現在の志賀高原 BR のゾーニング（３つの地域区分）を図４に、各地域の面積を表１に示します。

志賀山周辺及び岩菅山東側の魚野川源流域の上信越高原国立公園の特別保護地区を核心地域に、その周辺の同国立公園特別地域と普通地域を緩衝地域に、山ノ内町及び高山村の国立公園外の地域を移行地域に指定しています。各地域の面積は、核心地域 2,913ha、緩衝地域 25,887ha、移行地域 12,188ha です。

表１　各地域の面積

ゾーニング区分	面積(ha)
核心地域	2,913
緩衝地域	25,887
移行地域	12,188
合計	40,988

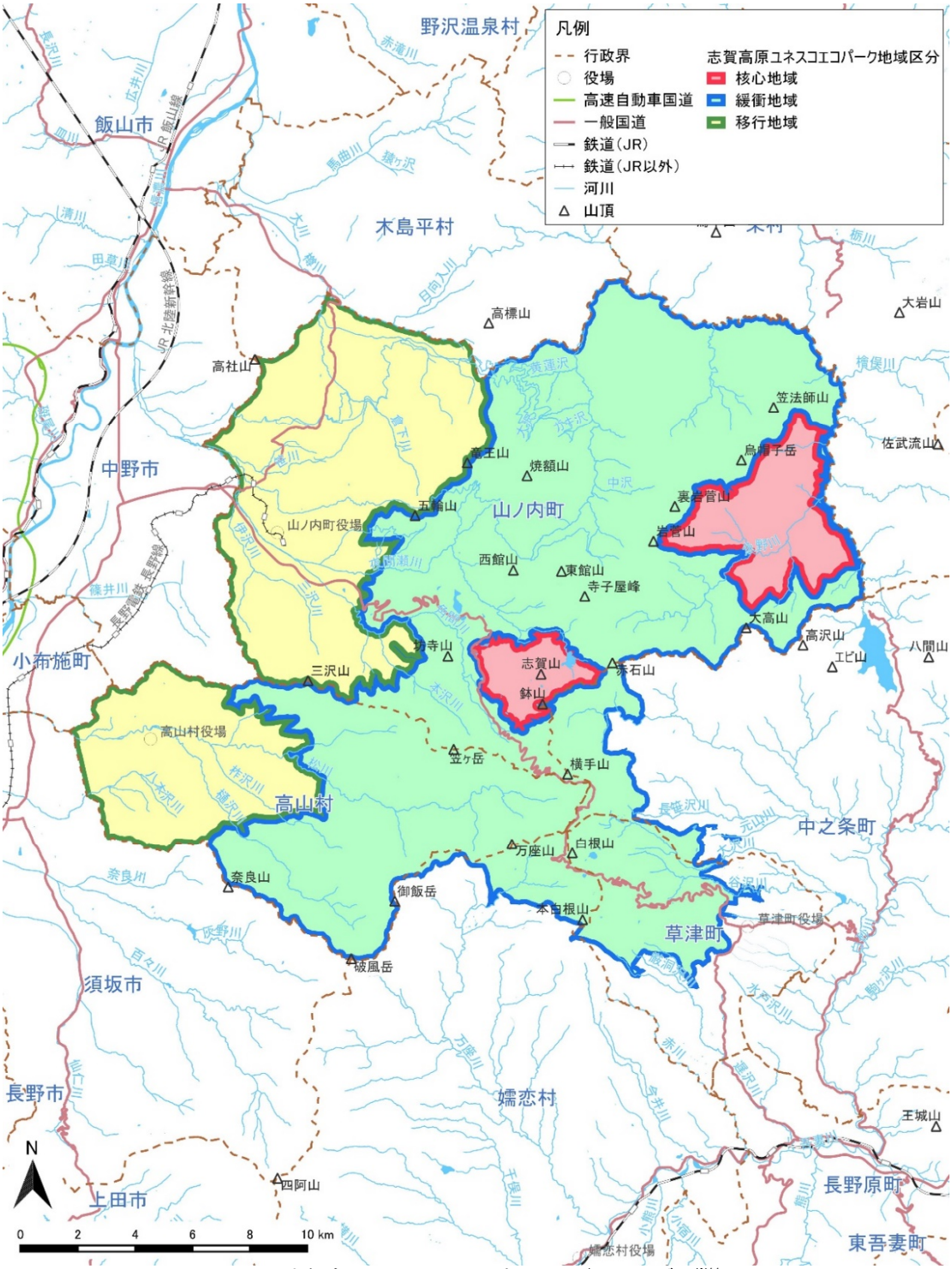

図４　志賀高原ユネスコエコパーク　ゾーニング図[※11]

※11 以下に記載した国土数値情報等を基に基本図を作成。（国土交通省）（参照日 2021/11/1）
「市区町村役場データ」（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P34.html）
「行政区域データ」（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html）
「高速道路時系列データ」（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N06-v1_2.html）
「緊急輸送道路データ」（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N10-v2_0.html）を加工して作成（一部追加）
「鉄道データ」（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N02-v2_3.html）
「国土調査（土地分類調査・水調査）」（https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html）

各地域が広域にわたるため、便宜上エリア分けを図５のように行いました。各地域及びエリアの自然環境や用途、土地所有形態等の特徴は以下のとおりです。

図５　ゾーニングにおけるエリア分け※12

ア　核心地域

核心地域として、志賀高原を象徴する類い希な山岳景観を形成する志賀山周辺及び原生的な森林環境が維持されている魚津川源流域を指定しています。核心地域の 2 つのエリアにおける植生やそこに生息・生育する動植物等の環境要素は異なる様相です。

志賀山エリアは標高 1,550m～2,040m に位置し、第四紀に成立した溶岩台地上にオオシラビソ等の亜高山帯針葉樹の原生林が広がり、稜線や湖沼の縁等の一部にハイマツが生育するなど厳しい気象環境ゆえに氷河

※12 ※11 で使用した国土数値情報等を基に基本図を作成。（国土交通省）（参照日 2021/11/１）

期の生き残りの姿が見られます。また溶岩流によるせき止め湖や火口湖等の池沼や亜高山性高層湿原も点在しています。

写真１　四十八池湿原と志賀山

写真２　大沼池と鳥居

一方、岩菅山・魚野川源流エリアは、標高 1,090ｍ～2,190ｍに位置し、標高 1,600m より上部は亜高山帯針葉樹林のオオシラビソ－ダケカンバ林、下部にはブナ－チシマザサ群落が広がっています。いずれも 200 年生を超える原生林であり、岩菅山から烏帽子岳に至る稜線の東斜面には崩壊地性の礫地や安山岩質岩石の絶壁が存在しています。

写真３　岩菅山と裏岩菅山の間の稜線より核心地域を望む　写真４　岩菅山（山頂付近は核心地域ではない）

これらの核心地域は全域が上信越高原国立公園の「特別保護地区」に指定されています。当該地域は古くからの登山道や神社が存在するものの、自然公園法の規制により開発や木竹の伐採、植物採取等は規制されています。また、岩菅山・魚野川源流エリアは林野庁による保護林制度の「森林生態系保護地域」に指定され、その多くの範囲が保存地区に設定されています。これは原則として人手を加えずに自然の推移にゆだねる方針の地域です。いずれの制度においても自然環境の維持が法的に担保されています。

志賀山エリアでは、かつては狩猟も行われていましたが、昭和 30 年に現在の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区に指定され、これ以降は入猟が禁止されています。岩菅山・魚野川源流エリアはその立地条件から秘境とされ、江戸時代に、近接する栄村秋山郷に秋田より渡来したとされる「旅マタギ」と呼ばれる狩猟民が、古くから伝えられてきた儀礼や作法を守り、集団で熊猟などを行う文化が育まれてきました。この「マタギ」は山の神を祀り、山への信仰を強く持ち、自然と共生してきた文化です。※13

当該地域の行政区分は長野県下高井郡山ノ内町に属しています。土地所有形態は、志賀山エリアに関して地元住民団体である一般財団法人和合会が全域を共同所有し管理しています。岩菅山・魚野川源流エリアは全域が国有林野であり、林野庁中部森林管理局北信森林管理署が管理しています。

イ　緩衝地域

緩衝地域は標高 750m～2,300m の幅広い標高の地域が含まれ、低標高域のブナ、ナラ等を中心とした植生から、高標高域のオオシラビソ等の亜高山帯針葉樹やダケカンバ、さらに稜線や森林限界域のハイマツ帯や高山植物まで、多様な植生の連続的な分布が見られます。また古くからの街道や山道が存在し、遊歩道・登山道が整備されていると共に、優れた自然環境を特色づける湿原や樹木等の天然記念物や名勝が点在しています。

長野県側エリア内の集団施設地区には、広範囲にわたりスキー場や宿泊施設、温泉施設が整備されています。特にスキー場の数及び規模は日本最大級であり、雪質の良さとコースの多様性により、ウインタースポーツの人気が高い地域として知られています。

※13　参考図書：鈴木牧之著 秋山紀行 現代口語訳 信濃古典読み物叢書 8 ,信州大学教育学部附属長野中学編,2019.　宮本常一（2011）山に生きる人びと，河出書房新社,東京.

写真５　宿泊施設（笠ヶ岳と熊の湯ほたる温泉）

写真６ YAMABOKU ワイルドスノーパーク
（提供：高山村）

群馬県側エリアでは、標高の高いエリアにスキー場、その下には温泉を中心とする観光施設や自然観察路が整備されています。草津白根山の湯釜周辺に広がる火山活動の影響を受けて形成された中間湿原や池沼は、芳ヶ平湿地群として 2015 年にラムサール条約湿地として登録され、自然環境の保全とワイズユース（賢明な利用）に向けた取組が行われています。また、かつて鉱山開発が盛んに行われた地域であり、硫黄・鉄の採掘が行われた鉱山跡やその遺構が残されています。

写真７　草津白根山（右）と芳ヶ平湿原

写真８　鉱山採掘跡に広がるチャツボミゴケ

緩衝地域として、全域が上信越高原国立公園のうち、核心地域である「特別保護地区」を除く第１～３種特別地域または普通地域を設定し、大規模な開発等は制限されています。当該地域の行政区分は、山ノ内町、高山村、中之条町（旧六合村）、草津町、嬬恋村に属しています。土地所有形態は、国有林野（林野庁中部森林管理局北信森林管理署、林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署）、公有林、一般財団法人和合会及び一般財団法人共益会、山田生産森林組合、高山村牧区の私有地に分かれています。

ウ　移行地域

移行地域には低山や扇状地、河岸段丘に、人工林や雑木林、農地、住宅地等が広がっています。これらの地域は日本の伝統的風景である里地里山の景観やリンゴやブドウ等果樹園を中心に農業の盛んな集落、温泉街を中心とした賑わいのある町づくりなど、持続可能な開発が行われる地域です。当該地域は上信越高原国立公園の域外ですが、景観条例（山ノ内町、高山村）に基づいて開発行為に努力義務が課されているほか、農業振興地域の整備に関する法律により、町村が定めた農用地区域内の農地転用や開発行為は規制されています。

また、当該地域を特色づける歴史や文化を継承する文化財が各所に点在し、自然環境と文化と人のつながりが継続しています。

山ノ内町エリアは、扇状地に広がる農耕集落と温泉地を中心とする温泉集落により構成されています。

高山村エリアは、松川沿いの扇状地に広がる果樹園を中心とする集落です。当該地域の行政区分は山ノ内町と高山村の市街地、農地、山林に該当します。

写真９　渋温泉街（提供：山ノ内町）

写真 10　扇状地に広がる果樹園（提供：高山村）

（３）ユネスコエコパークに関連する法規制等

志賀高原 BR に関連する各種法規制について、上信越高原国立公園地域を図６、鳥獣保護区指定地域を図７、森林の土地所有区分及び保安林指定地域を図８、ラムサール条約登録地域を図９に、保護林を図 10、文化財位置図を図 11、また参考として、水系図及び分水界を図 12 に示します。

ア　上信越高原国立公園

自然公園法に基づき設定されている上信越高原国立公園は、1947 年に指定された国立公園であり、保護の厳重な順に、特別保護地区、第１～３種特別地域、普通地域に区分されています。

志賀高原 BR の核心地域は、志賀山エリア及び岩菅山・魚野川源流エリアともに特別保護地区に指定されており、緩衝地域は、各種特別地域または普通地域に指定されています。

2014 年６月の志賀高原 BR 拡張登録以降では、2015 年３月の草津・万座・浅間地域の公園計画の一部変更及び 2019 年１月の志賀高原地域の公園計画再検討による地種区分の変更が行われており、志賀高原 BR もそれに応じたゾーニングの再検討を実施しました。

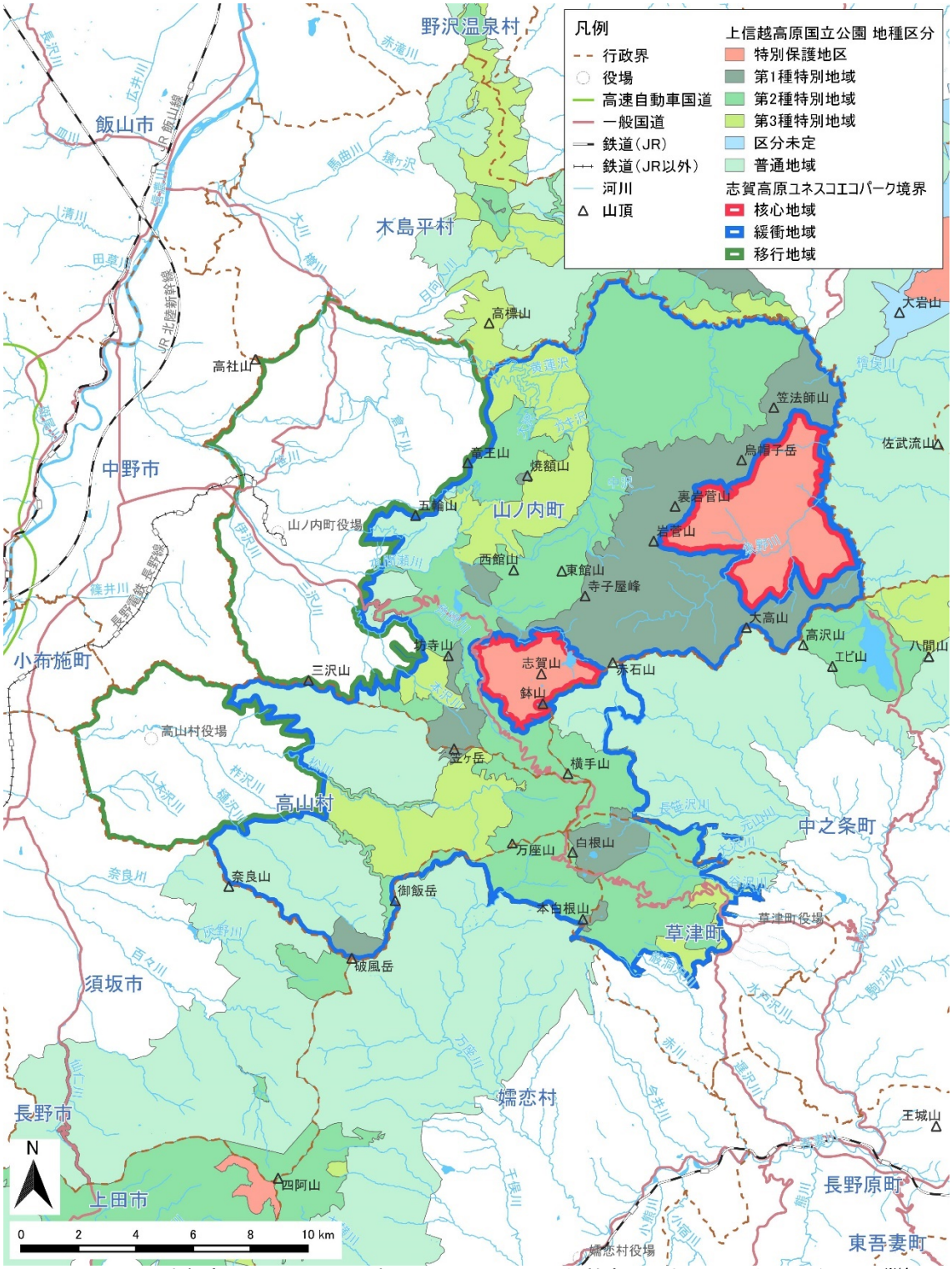

図６　志賀高原ユネスコエコパーク周辺における上信越高原国立公園地域（地種区分）※14

※14 上信越高原国立公園（志賀高原地域）公園計画書（環境省；非公開 GIS）、国立公園区域等 GIS データ（環境省生物多様性センター；http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-026.html?kind=nps）及び「国土数値情報（自然公園地域データ）」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A10-v3_1.html）を加工して作成。背景は※11 で使用した国土数値情報等を基に基本図を作成。（参照日 2021/11/ 1 ）

イ　鳥獣保護区

鳥獣保護区は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境大臣または都道府県知事によって指定される地域で、狩猟鳥獣を含むすべての鳥獣の狩猟が禁止されています。

志賀高原 BR には、核心地域と緩衝地域及び移行地域の一部に、長野県知事または群馬県知事が指定した６つの県指定鳥獣保護区（志賀高原、焼額、地獄谷、安南平、高井、草津）が位置しています。（表２参照）

このうち志賀高原鳥獣保護区と草津鳥獣保護区の一部は特別保護地区に指定されており、鳥獣の捕獲だけでなく建築物等の建築や水面の埋め立て、木竹の伐採が規制されています。

表２　志賀高原 BR における鳥獣保護区指定地域

区分	地区名	面積（ha）	期　　限	備　　考
鳥獣保護区	志賀高原	3,402	2028 年 10 月 31 日	うち 1,138ha 特別保護地区
鳥獣保護区	焼額	966	2024 年 10 月 31 日	
鳥獣保護区	地獄谷	600	2029 年 10 月 31 日	
鳥獣保護区	安南平	906	2026 年 10 月 31 日	
鳥獣保護区	高井	5,058	2031 年 10 月 31 日	
鳥獣保護区	草津	3,954	2023 年 10 月 31 日	うち 191ha 特別保護地区
特定猟具使用禁止区域（銃器）	中倉山	888	2022 年 10 月 31 日	

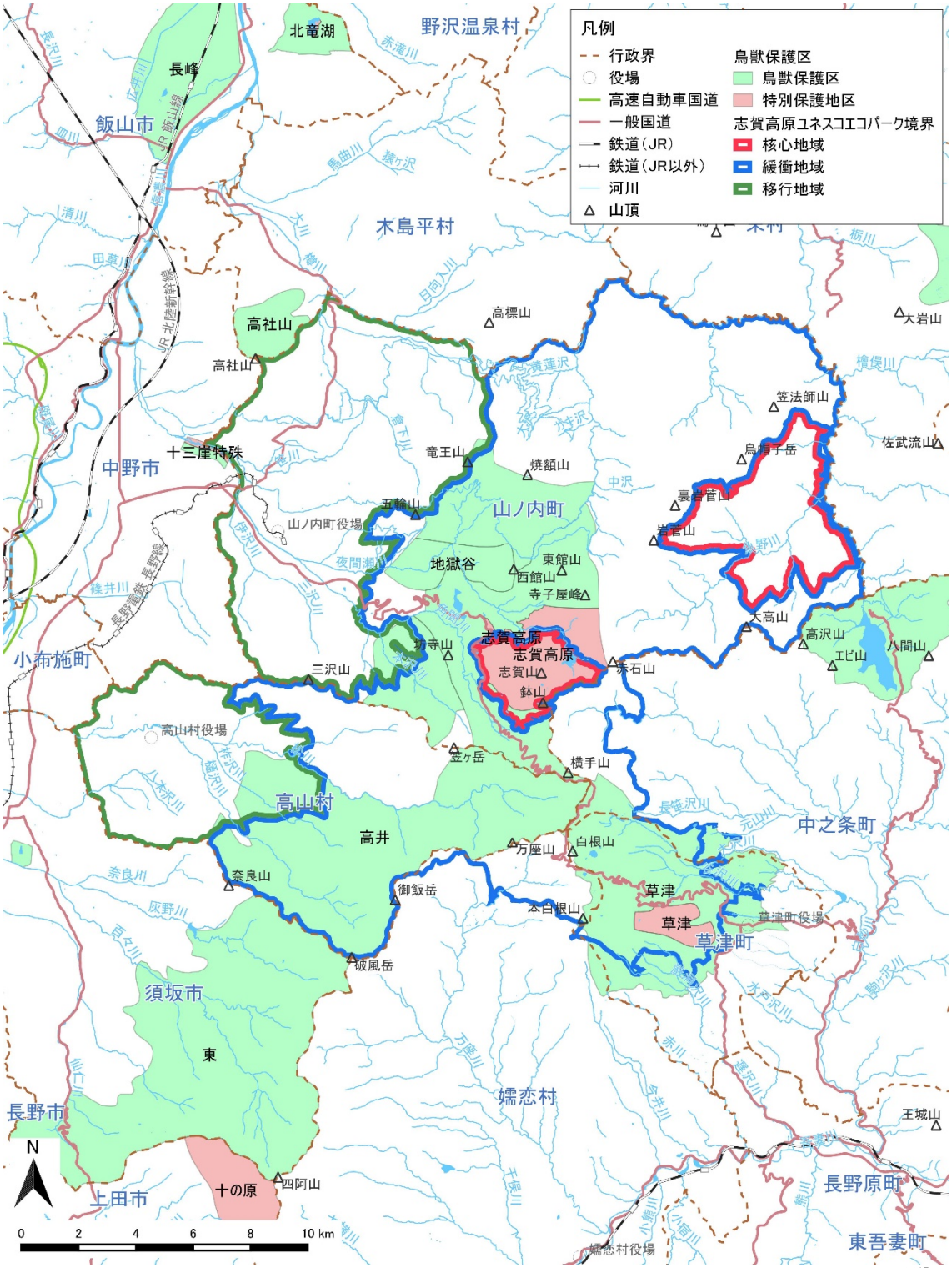

図７　志賀高原ユネスコエコパーク周辺における鳥獣保護区指定地域（ラベルは鳥獣保護区名）※15

※15 「国土数値情報（鳥獣保護区データ）」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A15.html）を加工して作成。背景は※11 で使用した国土数値情報等を基に基本図を作成。（参照日 2021/11/１）

ウ　森林の土地所有区分及び保安林指定地域

森林の土地所有区分は、国有林と民有林の大きく２つに分けられます。民有林はさらに私有林と公有林に分けられます。

保安林制度は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全と形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

志賀高原 BR の核心地域の志賀山エリア全域と緩衝地域の西側の大部分は民有林（私有林）です。これまで地域住民の「入会」制度によって森林を持続的に利活用しながら管理されてきた歴史をあらわしています。民有地の中にも保安林に指定されている区域があります。

核心地域の岩菅山・魚野川源流エリア及び緩衝地域の群馬県側エリアの大部分は国有林であり、保安林に指定されています。この地域の保安林の目的は大部分が水源涵養であり、一部は土砂流出防備となっています。

各都道府県は、森林計画区ごとに民有林を対象とした「地域森林計画」を５年ごとに策定しています。地域の特性に応じた森林整備の目標と施策に関する具体的指針について明らかにする 10 年間計画で、市町村長が立てる市町村森林整備計画の指針にもなっています。なお、林野庁所管の国有林については、地域森林計画と共通の森林計画区ごとに、森林管理局長が「国有林の地域別の森林計画」を策定しています。志賀高原ＢＲ周辺における地域森林計画は次のとおりです。

・長野県山ノ内町、高山村
　千曲川下流地域森林計画書（千曲川下流森林計画区）
　令和元年度樹立　計画期間：令和２年４月１日～令和 12 年３月 31 日
・群馬県中之条町、草津町、嬬恋村
　吾妻地域森林計画書（吾妻森林計画区）
　　平成 29 年度樹立　計画期間：平成 30 年４月１日～令和 10 年３月 31 日
・中部森林管理局（北信森林管理署管内）
　千曲川下流国有林の地域別の森林計画書（千曲川下流森林計画区）
　　令和元年樹立　計画期間：令和２年４月１日～令和 12 年３月 31 日
・関東森林管理局（吾妻森林管理署管内）
　吾妻国有林の地域別の森林計画書（吾妻森林計画区）
　　平成 29 年度樹立　計画期間：平成 30 年４月１日～令和 10 年３月 31 日

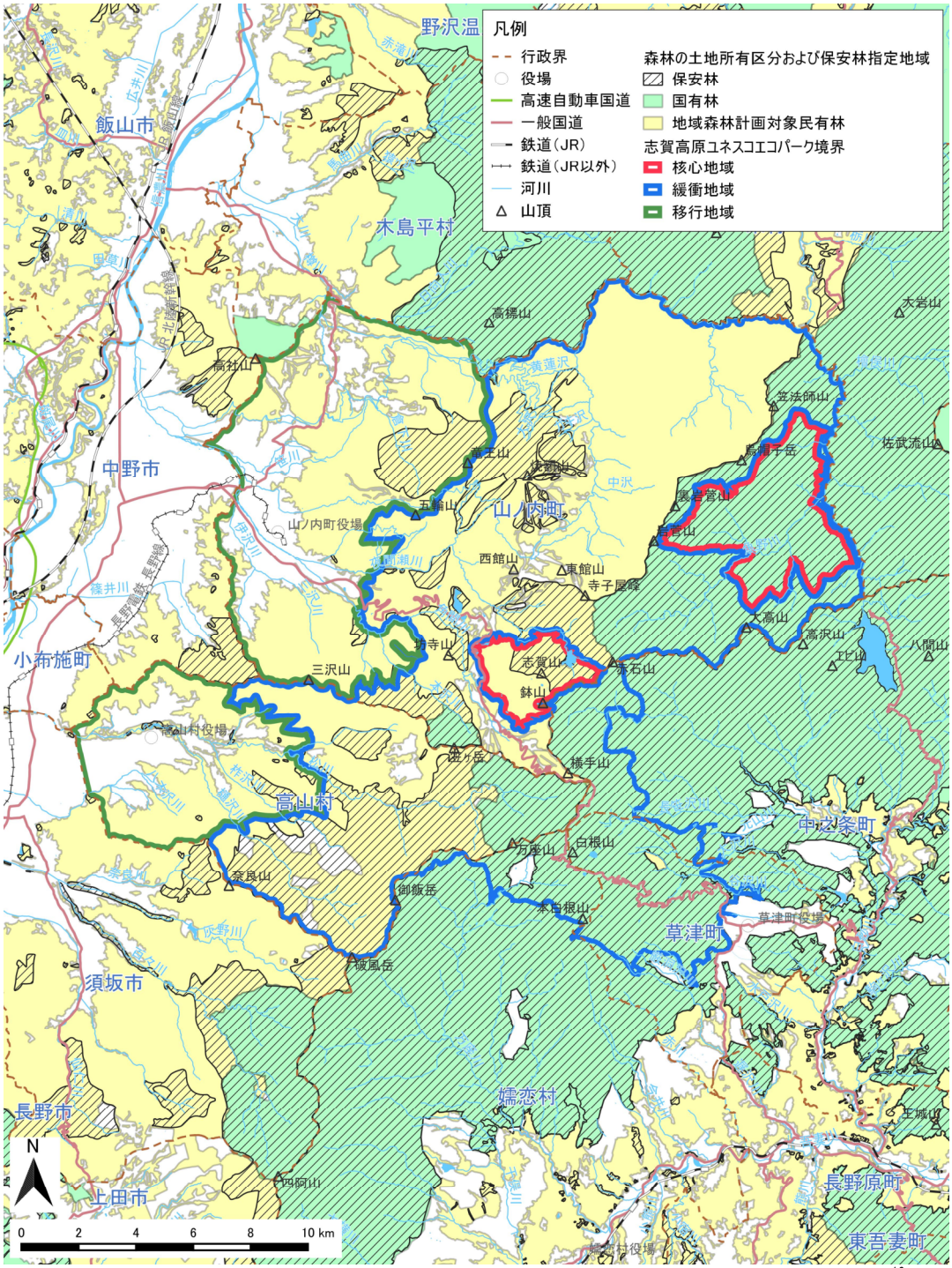

図８　志賀高原ユネスコエコパーク周辺における森林の土地所有区分及び保安林指定地域[16]

※16 「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A13.html）を加工して作成。背景は※11 で使用した国土数値情報等を基に基本図を作成。（参照日 2021/11/ 1 ）

エ　ラムサール条約登録地域

芳ヶ平湿地群は、緩衝地域南東部の草津白根山山頂（2,160m）の湯釜から、北東斜面の標高 1,200m 付近に位置するチャツボミゴケ公園まで、中間湿原、火口湖、池沼、河川が階段状に繋がった湿地群です。芳ヶ平湿地群は草津白根山の火山特有の酸性の水質と火山ガス、高い水温・地温などの影響を受けて特異な環境を形成しており、その希少性・重要性から、2015 年 5 月にラムサール条約湿地に登録されました。

写真 11　芳ヶ平湿原

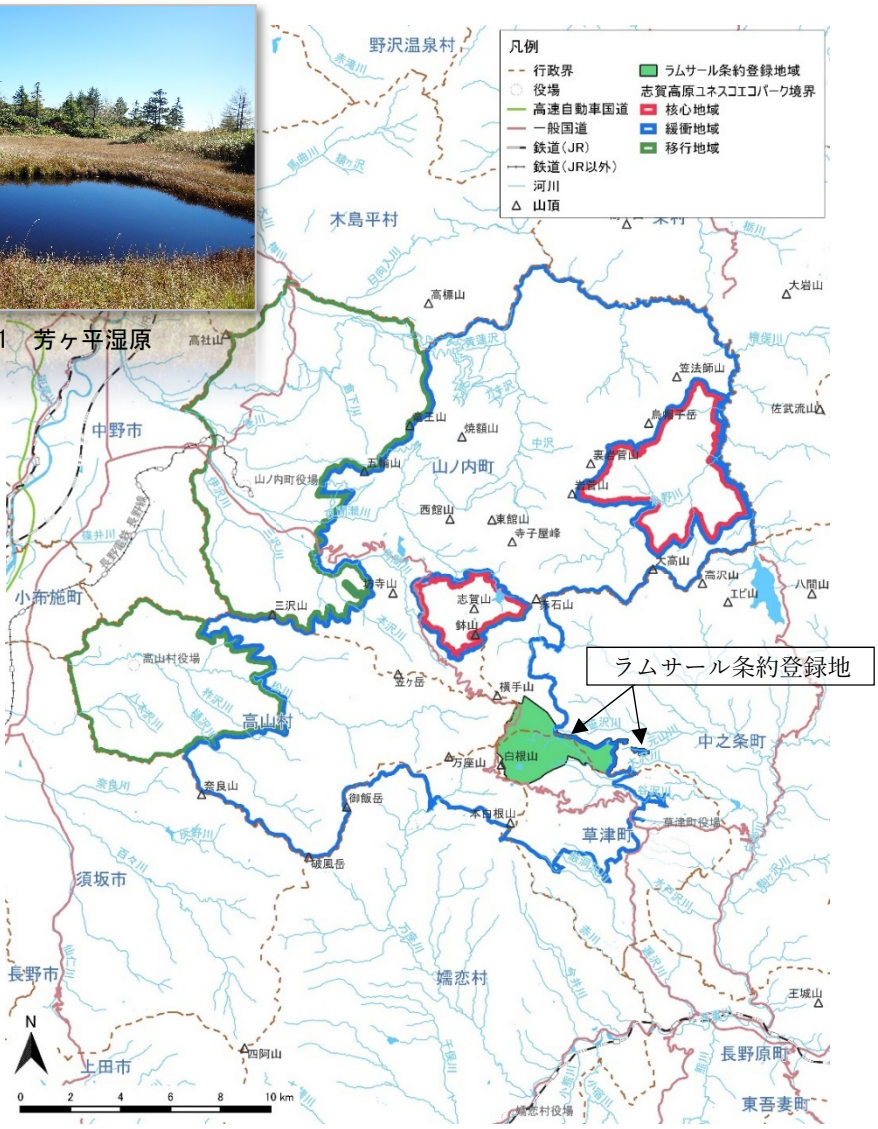

図９　志賀高原ユネスコエコパーク周辺におけるラムサール条約登録地域※17

※17 小班図 GIS データ（林野庁関東森林管理局；提供）を加工して作成。背景は※11 で使用した国土数値情報等を基に基本図を作成。（参照日 2021/11/１）

オ　保護林

「保護林」は、林野庁が管理する国有林野のうち、原生的な天然林などを保護・管理するために設定されており、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としています。

設定された保護林の森林生態系や野生生物等の変化をモニタリングし、その結果を外部有識者からなる保護林管理委員会において評価し、適正な保護や管理計画の見直し等に反映させています。

志賀高原 BR 内には表３に示す２つの保護林が存在します。

表３　志賀高原ユネスコエコパーク周辺における保護林指定地域

区分	志賀高原 BR 内の地域区分	名称	保護対象	面　積（ha）	設定年	備　考
森林生態系保護地域	核心地域 緩衝地域	佐武流山周辺	日本海側から太平洋側の森林植生への推移帯にあたる原生的な森林生態系	12,792	1993 年 1 月 29 日	保護林は中部及び関東森林管理局管内に設定されており、志賀高原BR内の面積は 5,404ha である。
希少個体群保護林	緩衝地域	笠ヶ岳希少個体群	上信火山帯の独立峰でオオシラビソ、シラビソ、カンバ等から構成される原生的な天然林	180	1990 年 4 月 1 日	

写真 12　佐武流山周辺森林生態系保護地域
（岩菅山山頂より佐武流山（中央）を望む）

写真 13　笠ヶ岳希少個体群保護林
（のぞきより笠ヶ岳を望む）

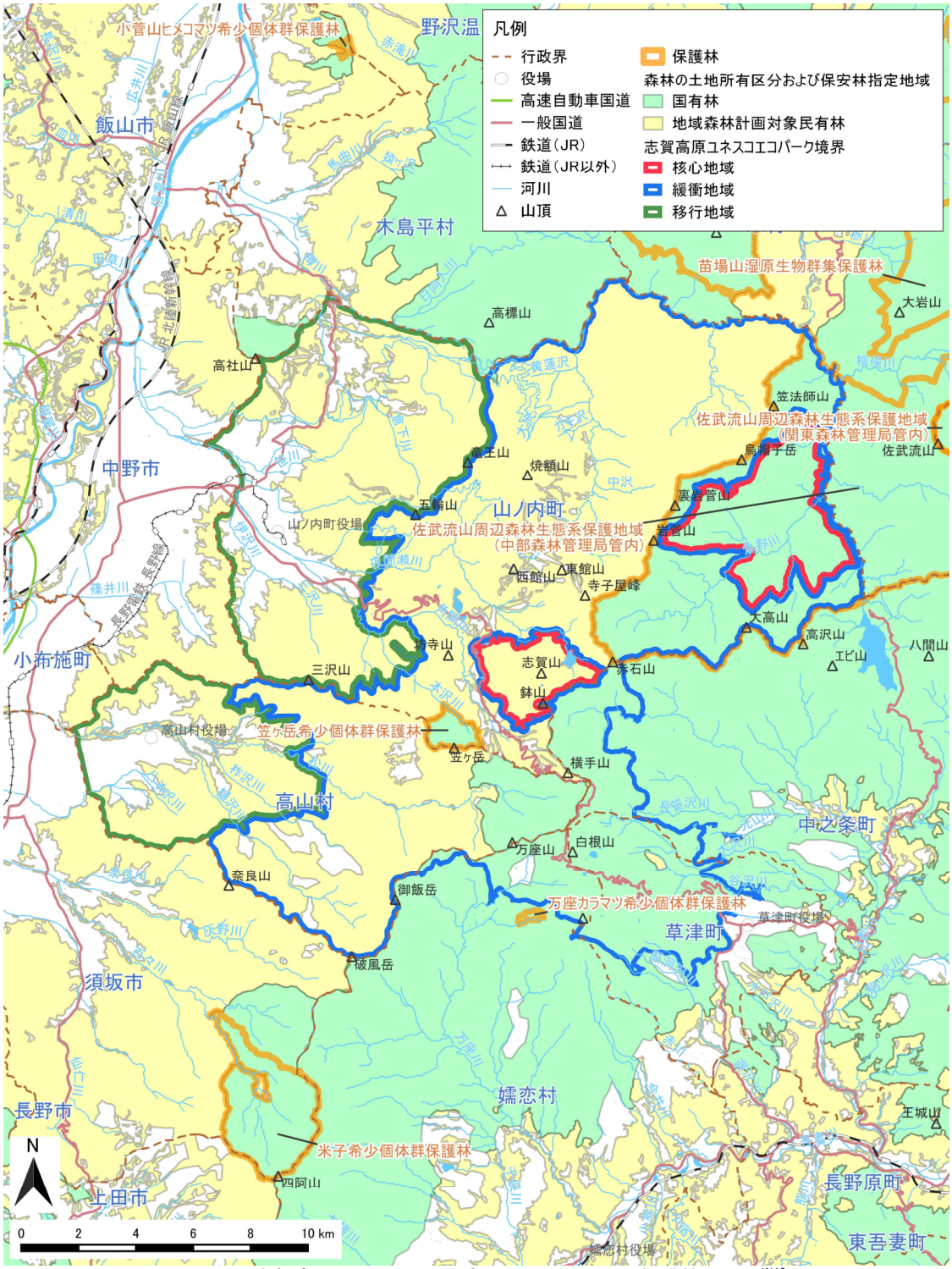

図 10　志賀高原ユネスコエコパーク周辺における保護林位置図※18

※18　「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A13.html）及び「国土数値情報（国有林野データ）」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A45.html）を加工して作成。背景は※11 で使用した国土数値情報等を基に基本図を作成。（参照日 2021/11/１）

カ　天然記念物等文化財

志賀高原 BR 区域内に存在する位置情報のわかる文化財数（地域指定のない文化財を除く）は 118 件です。これらは、当該地域の自然の恵みを享受しながら生活してきた先人たちの生活痕跡や文化・芸術作品、宗教関連施設や仏像、建築物、貴重な自然環境及び名勝が含まれます。これらは志賀高原 BR における自然と人・文化と営みを継承するうえで重要な過去からの財産です。

表４　志賀高原 BR 内に存在する文化財数（2021 年 12 月 1 日現在）

	天然記念物	史跡・名勝	その他の文化財	合計
核心地域	1	0	0	1
緩衝地域	9	7	3	19
移行地域	14	21	63	98

※注１　地域を限定しない文化財を除いています。
※注２　天然記念物及び史跡・名勝は、国、県又は町村の指定によります。
※注３　その他の文化財は、国、県又は町村の指定、登録等による、記念物以外の文化財を指します。

写真 14　しだれざくら
（高山村指定天然記念物）（提供：高山村）

写真 15　熊四郎洞窟
（嬬恋村指定史跡）（提供：嬬恋村）

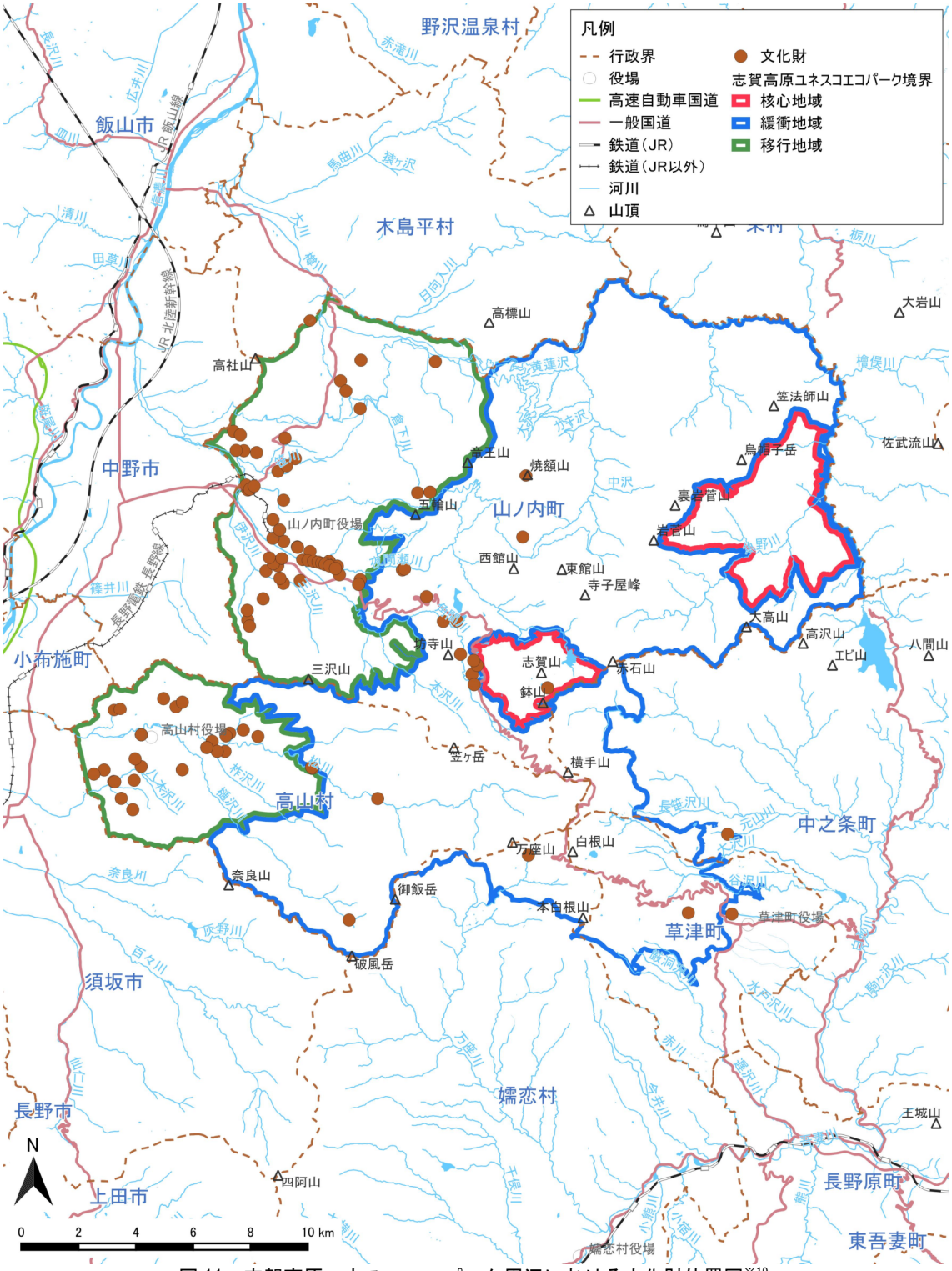

図 11　志賀高原ユネスコエコパーク周辺における文化財位置図※19

※19 関係市町村 HP 及び文化財関連図書、国指定文化財等データベース HP、公益財団法人八十二文化財団 HP を参考に位置データ作成。背景は※11 で使用した国土数値情報等を基に基本図を作成。（参照日 2021/12/ 1 ）

キ　水系図及び分水界

志賀高原 BR は信濃川水系と利根川水系の分水界に位置しており、その境界線は長野県と群馬県の県境と一致しています。長野県側の降水は千曲川もしくは中津川経由で信濃川を経て日本海に注ぎ、群馬県側は利根川を経て太平洋に注ぎます。

いずれの河川も日本有数の流域面積及び流量を有しており、志賀高原 BR から流れ出る水は、地域住民のみならず流域の多くの人々の生活を支えています。

写真 16　中央分水嶺の碑（群馬県中之条町山田峠近く）
（提供：山ノ内町）

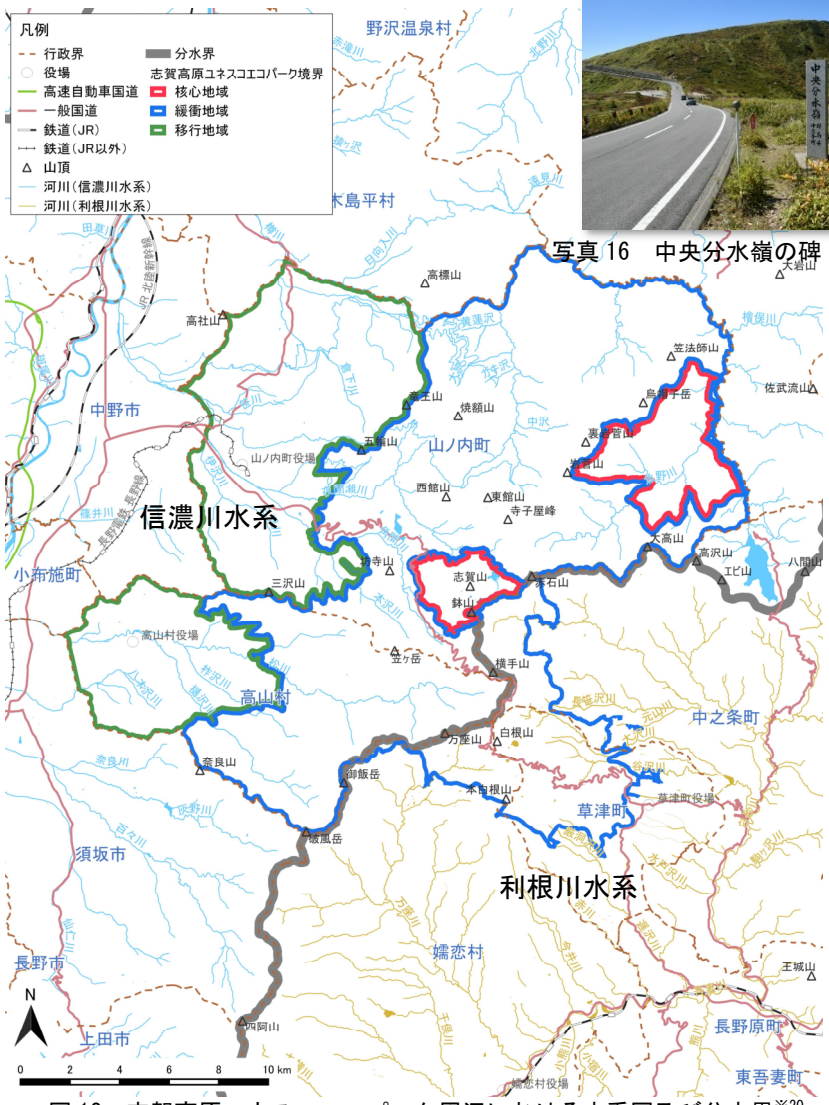

図 12　志賀高原ユネスコエコパーク周辺における水系図及び分水界※20

※20 国土調査 水系調査 GIS データ（国土交通省；http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/download/index.html を加工して作成。背景は※11 で使用した国土数値情報等を基に基本図を作成。（参照日 2021/11/ 1 ）

４　エリアの概況

（１）地理

志賀高原 BR は、本州中部地方、長野県北東部および群馬県西部の県境の山間地に位置します。町村の行政区としては、長野県下高井郡山ノ内町と長野県上高井郡高山村の全域、群馬県吾妻郡中之条町（旧六合村）、群馬県吾妻郡草津町および群馬県吾妻郡嬬恋村の一部で構成されています。

志賀高原 BR は、標高 800～2,341ｍの山岳地帯と、標高 420～800ｍの扇状地および河岸段丘からなります。最低標高は西端の高山村八木沢川河床の 420ｍ、最高標高は志賀高原の最高峰裏岩菅山の 2,341ｍで、地域内に約 2,000ｍの標高差があることから、多種多様な自然環境がみられます。

（２）自然環境

ア　地質・地形

写真 17　現在も火山活動中の草津白根山（湯釜）
（提供：草津町）

志賀高原 BR には、志賀山、鉢山、横手山、笠ヶ岳、草津白根山等の火山群が点在します。核心地域と緩衝地域の地質の大部分は火成岩であり、新第三紀の緑色凝灰岩類を基盤とし、その上位を高井火山岩類が被覆し、さらに第四紀の火山活動による噴出物が火山の形状を一部残して被覆しています。噴出物の多くは安山岩質ですが、玄武岩質から石英安山岩質まで変化に富んでいます。

年代の異なる噴火を起源とする地質・地形は、志賀高原 BR を特徴付けるものです。新しい年代の噴火の影響として、志賀山から西へ流れた溶岩の形跡は、世界的にも珍しく渦巻き状となって残されており、その平坦な中心部は原生的な亜高山帯針葉樹林に覆われています。志賀山、岩菅山及び草津白根山周辺の地形には、川が刻んだ深いＶ字谷がある一方で、凹地には多数の池や湿原がみられます。溶岩が冷えて固まる際に出来る柱状節理は角間川上流の幕岩や、岩菅山から裏岩菅山を経て烏帽子岳の主稜

線の東側の切り立った安山岩質の溶岩でできた絶壁で確認できます。

また、志賀高原 BR は降雪量が多く、最深積雪深分布が概ね 3 mのライン前後※21に位置することから、山地には雪崩地形が点在しています。

緩衝地域から移行地域にかけて、新第三紀に貫入した閃緑岩の地帯には温泉群が存在します。湯田中渋温泉郷、信州高山温泉郷、万座温泉、また志賀高原 BR エリアに隣接し、その一部が含まれる草津温泉等、数多くの温泉が古くから利用され、温泉旅客業は地域を代表する産業となっています。

核心地域及び緩衝地域の一部は褐色森林土が広く分布し、一部に黒色火山灰土が分布します。概ね 1,600m以上の山岳部では寒冷な気候により一部がポドゾル化しています。毛無峠付近では円形・多角形の直径数 cm～十数 cm の構造土が観察されます。移行地域では火山灰を母材とする黒ボク土が比較的多く、次に多いグライ土の地域は水田として利用され、一部で褐色森林土も分布します。

イ　気候

ケッペン気候区分に基づく志賀高原の気候は Dfb(亜寒帯湿潤気候)に属します。移行地域等標高の低い地域は温帯の温暖多雨気候に属します。志賀高原 BR の標高 1,600m付近の最暖月（８月）の平均気温は 17.3℃、最寒月（１～２月）の平均気温は－6.8℃、標高 1,490mでの年間総雨量は 1,420mm です。また、積雪深は移行地域で 40～100cm、緩衝地域及び核心地域では 200～300cm になります。緩衝地域の岩菅山（2,295m）における観測では、最深積雪は 358cm（1989 年観測）でした。志賀高原 BR 内の標高 2,000m級の山並み付近では山霧が多く、厳冬期には日中でも気温が低いため、霧氷や樹氷（特に横手山周辺で多く観察）が見られます。この多量の雪に由来する豊富な雪解け水は、信濃川水系及び利根川水系の重要な水源となっています。また、年間を通して豊富な雨量は、地域の農業や工業を支えています。

※21 志賀高原岩菅山自然環境調査委員会編（1989）志賀高原岩菅山自然環境調査報告書.　草津町誌編さん委員会編（1976）草津町温泉誌　第壱巻.

ウ　植生

志賀高原 BR の大部分は森林で、周辺の山地と同様に、概ね 1,600ｍより上部にはコメツガやオオシラビソなどの亜高山帯針葉樹林が、1,600ｍより下部にはブナ、ナラ類などの落葉広葉樹林が分布しています。亜高山帯針葉樹林は自然植生がまとまった範囲で広がっている一方、落葉広葉樹林では過去の森林利用などにより代償植生になっている森林が多く、さらに低標高の地域は植林地になっています。また志賀高原 BR でも面積的には少ないものの稜線沿いや多雪や風の影響を受ける風衝地では、ハイマツ帯や高山植物が分布しているほか、広くササ群落等に覆われています。

志賀高原の溶岩台地上には、ミズゴケ類を主体とする亜高山性の高層湿原や池沼群が多数点在しています。また今なお活発に活動を続ける草津白根山周辺では、火山活動の影響を受けた無植生地帯や荒原植生、高層及び中間湿原の植生がみられます。

岩菅山周辺には志賀高原唯一の『お花畑』が存在します。特に、岩菅山と裏岩菅山の間の稜線付近にはハイマツ帯や高山植物が多く生育しています。主に核心地域である岩菅山・魚野川源流エリアは、冬季の積雪量が３m を超える日本海側の気候帯に属し、山地帯には日本海側のブナ－チシマザサ群落が発達していますが、亜高山帯の針葉樹林はオオシラビソを主体にシラビソやトウヒが混生し、下部ではコメツガが出現します。南側の群馬県・長野県境の主稜線の後背斜面にはウラジロモミやシラビソの群落が発達するようになり、北部の日本海側の植生から南部の内陸的要素が含まれてくる推移帯に該当しています。

岩菅山の標高 1,600m 以上の斜面には、典型的な亜高山帯針葉樹林であるオオシラビソ－ダケカンバ林が広く発達していましたが、昭和 40 年代初め頃まで約 50 年にわたりパルプ材の供給として森林伐採が行われていたため、西側斜面の大部分の地域は代償植生に置き換わっています。※22 しかし近年は自然林とほとんど変わらない程度に回復してきています。また、山頂稜線付近の西側斜面一帯にはオオシラビソの低木林が発達しており、これは風衝や多雪のため矮小化し、高標高のため伐採を免れ、残

※22　山ノ内町誌刊行会編（1973）山ノ内町誌.

ったと考えられています。

群馬県側エリアでは、群馬県側の国有林の大部分は林齢がおよそ 100 年生を超える針葉樹の天然生林です。大正時代から昭和にかけて群馬県側では鉱山開発が各地で行われ、大規模な伐採や製錬の過程で排出される亜硫酸ガスによる樹木の立ち枯れが進んだため、山が荒廃した歴史があります※23。現在は旧鉱山開発の中心地を除いて、森林が発達しています。

写真 18　コメツガ・ダケカンバなどの亜高山帯植生
（志賀山）

写真 19　ハイマツ帯
（岩菅山の稜線）

エ　景観と土地利用

図 13 に、地質図と植生図を統合した景観生態学図※24を示します。志賀高原 BR の特長である年代の異なる火山を起源とする地質・地形は、景観においても大きな意味を持っています。第四紀の火山噴出物で被覆された地域は傾斜が緩やかであるのに対し、それ以前の火山活動によって形成された地域は浸食が進み、傾斜が大きくなっています。亜高山帯針葉樹林の自然植生は志賀高原 BR に限らず、連続する山地に広く分布していますが、それが傾斜の緩やかな第四紀の溶岩台地上に成立しているのは、志賀高原 BR とその南西の四阿山までの地域に限られます。このほか草津白根山や岩菅山から烏帽子岳へ至る稜線周辺には、高山帯の様相を示す高山低木群落、高山ハイデや風衝草原が分布しています。

※23　高山村誌編纂委員会編（2005）信州高山村村誌　第 2 巻　歴史編.

※24 景観生態学図とは，エコトープ（生物的環境（ビオトープ）と地因子（ジオトープ）の組み合わせによって定義される，均質な自然景観の小位）空間分布を示した図。

志賀高原 BR 内の森林の内、林齢 200 年生以上の高齢級の森林を抽出した結果、核心地域に指定されているエリアを中心に林齢が 200 年生以上の貴重な原生林を含み、亜高山帯特有の植生が火山性の地質の上に成り立っていることが理解できます。志賀高原 BR の北部では堆積岩の上にコケモモ・トウヒクラス域の自然植生や谷沿いにブナクラス域自然植生が広がっているのに対して、南部では火成岩の上にコケモモ・トウヒクラス域の植生が主に成立しており、ブナクラス域の植生があまり見られないのが特徴です。

緩衝地域のスキー場周辺や入会地には二次林と植林地が多く、より強い人為的影響がみられます。しかしながら、緩衝地域内にも核心地域と同様の原生的な自然が残る箇所も見受けられ、一部の自然環境及び巨樹等が天然記念物に指定されています。

移行地域では農地を中心に果樹園、二次林、竹林、スギ人工林等が混在した土地利用となっています。平地林は段丘崖と河川敷に多く、河岸段丘や扇状地状の緩やかな傾斜地は水田や住宅地として利用されています。

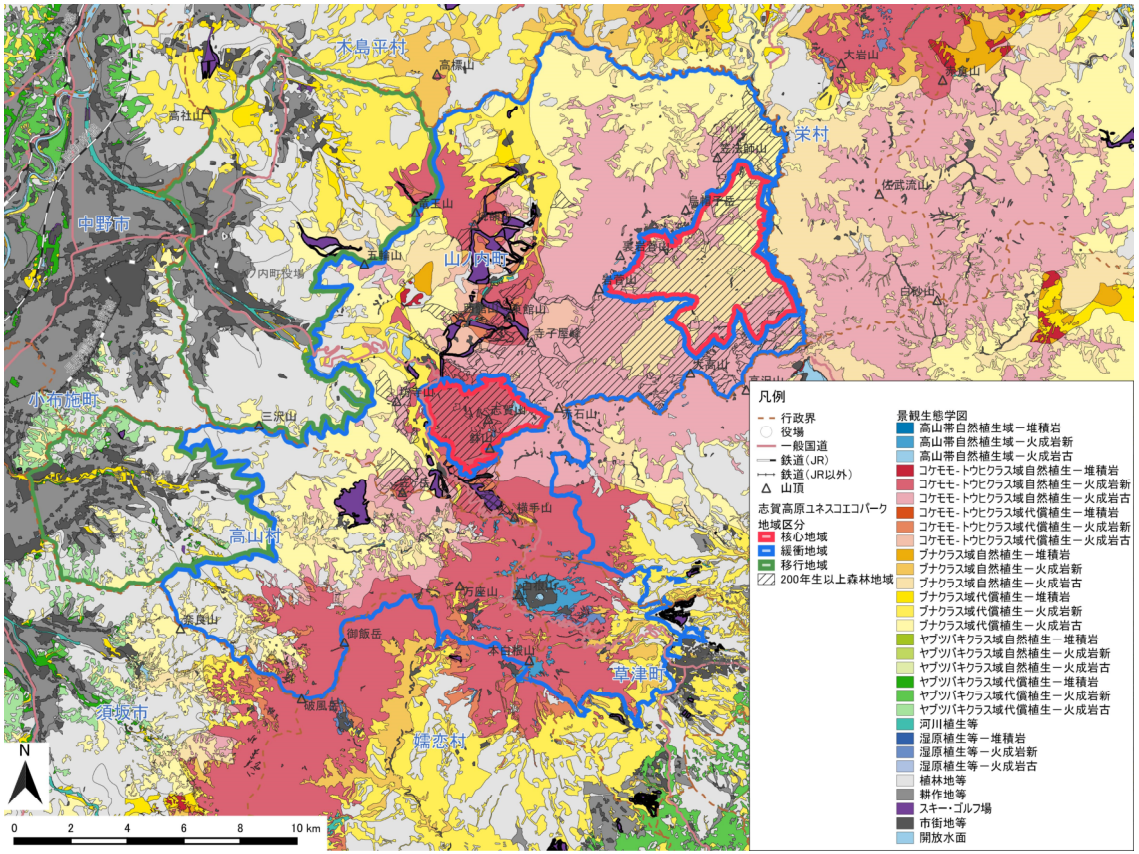

図 13　志賀高原ユネスコエコパーク周辺の景観生態学図[※25]

※注）200 年生を超える高齢級の森林の抽出は長野県側のみであり、群馬県側は 101 年生を越えた林齢の記録（当該国有林内）が残されていない。

※25 1/25,000 植生図 GIS データ（環境省生物多様性センター）（http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-043.html）20 万分の 1 日本シームレス地質図 V2 産総研地質調査総合センター）（データ更新日:2018 年 1 月 10 日，https://gbank.gsj.jp/seamless/ ）を加工して作成。「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A13.html）及び「国土数値情報（国有林野データ）」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A45.html）を加工して作成。
森林区域（山ノ内町）（信州くらしのマップ）
（http://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/OpenDataDetail?lid=110282）
森林区域（高山村）（信州くらしのマップ）
（http://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/OpenDataDetail?lid=110280）GIS データに長野県林務部提供森林簿（山ノ内町及び高山村）データを利用して加工して作成。背景は※11 で使用した国土数値情報等を基に基本図を作成。（参照日 2021/11/ 1 ）

（３）志賀高原 BR 内の生物相

ア　植物相

志賀高原 BR の域内において、維管束植物 158 科 1,846 種（2022 年 3 月 23 日現在）が確認されています。

「おたの申す平」に代表される亜高山帯針葉樹林は、オオシラビソ、シラビソ、コメツガの針葉樹が密生し、人為的な影響もあり、ダケカンバ、ナナカマドなどの落葉広葉樹が所々に混生しています。低木層にはコヨウラクツツジ、コミネカエデ、オガラバナなどの落葉広葉樹のほかにオオシラビソ、シラビソの若齢樹がみられます。概ね標高 1,600ｍ以上は林内の湿度が高く、林床は蘚苔類に覆われています。また、ヤマソテツ、コミヤマカタバミ、ツルリンドウなどが生育しています。

草津白根山周辺には高山低木のハイマツ、高山植物のコマクサなどがみられ、火口近くの荒原ではコメススキ、チシマザサが生育しています。荒原の周辺ではアズマシャクナゲなどが分布しています。

写真 20　コマクサとカモシカ（草津白根山
（提供：草津町）

写真 21　ナナカマドの紅葉
（提供：草津町）

亜高山高層湿原植生がみられる四十八池湿原では池溏が発達し、イボミズゴケがカーペット状に広がる中にヌマガヤが生育しています。田ノ原湿原は乾性湿原でウマスギゴケが生育していますが、周囲にはチシマザサが侵入しています。芳ヶ平湿地群ではヒメミズニラ、ノソリホシクサ、コマツカサススキ、ジガバチソウといった重要種が確認されています。

岩菅山山頂付近にはハイマツ群落などの高山植生が見られ、岩菅山と裏岩菅山の間の稜線の東斜面には崩壊地性の礫地が局所的に存在し、タカネコウゾリナ、コイワカガミ、ハクサンボウフウ、ガンコウラン、タカ

ネナナカマド等の高山性の種が多く生育しており、ムシトリスミレやナエバキスミレ等の特殊な植物も見られます。ハイマツは、標高 2,100m 付近から見られ、標高 2,200m 以上の稜線付近には小規模な群落が発達し、裏岩菅山周辺に比較的多く生育しています。また、山頂稜線付近に広く発達しているのは風衝性の草原で、チシマザサやヒゲノガリヤスが優占しています。

魚野川流域は、斜面に広くブナ－チシマザサ群落が広がっており、尾根筋や斜面上部にコメツガ群落やオオシラビソ・シラベ群落、ダケカンバ群落が分布しています。また、魚野川支流の渓間部の堆積地などにはサワグルミ・トチノキ群落が分布しており、特にブナ林は、魚野川沿いでは標高 850m から見られ、裏岩菅山東斜面の大ナゼ沢一帯に広く分布しており、おおむね標高 1,500～1,600m 以下がブナ林域となり、志賀高原 BR 一番の広さを誇る広大な日本海型のブナの天然林が成立しています。

各森林が広域的によく発達し、人為の影響の少ない原生的な状態で天然林が保存されており、学術的、遺伝資源的に貴重な地域となっています。

岩菅山西側の標高 1,600m 以下の山地帯にはかつてはブナ林が広がっていたと見られますが、現存するブナ林はごく限られ、植生も貧弱となっています。雑魚川付近では、針広混交林が残存しており、雑魚川沿いや沢筋の斜面には典型的な渓谷林であるトチノキ－サワグルミ林が発達しています。かつて択伐で有用樹のみ伐採されていますが、この地域には大径木が残存しています。

地獄谷付近の山地帯では、カツラ、サワグルミ、トチノキなどが混生しています。林床はリョウメンシダ、ジュウモンジシダ、クサソテツなどのシダ植物が密生しています。

亜高山帯及び山地帯のうち、かつて林業が実施されていた地域では、オオシラビソの伐採跡地の代償植生としてシラカンバやミズナラが森林を形成し、ダケカンバ、リョウブ、アオハダなどが混生しています。

移行地域の植物相では、オキナグサ、アズマギク及びキキョウなど里地里山に特徴的な種は、かつては普通に観察できる植物でしたが、盛んであった牛馬の飼育の衰退などとともに、草地環境の減少や定期的な草刈りなどの管理が行われなくなったことにより、絶滅の危機が進行していま

す※26。また、かつては里地里山に普通に生育していたフクジュソウやイチリンソウなども生育地が減少しています。

イ　動物相

志賀高原 BR 域内において、脊椎動物 31 目 84 科 206 種、昆虫類 14 目 187 科 1636 種（2022 年 3 月 1 日現在）が確認されています。高低差に富み、温帯広葉樹林と亜高山帯針葉樹林の両者が存在する他、草地、岩石地、湿原、湖沼、河川等の複雑な山岳環境であることから、多種多様な動物の生息が確認されています。

亜高山帯針葉樹林や山地の広葉樹林には、ニホンザル、ヤマネ、ツキノワグマ、カモシカ、オコジョなど大型～小型の哺乳類や、イヌワシやクマタカといった生態系の頂点に立つ貴重な大型猛禽類やルリビタキ、ビンズイ、クロジ、コルリなどの鳥類が生息しています。

高山帯及び雪崩草地、ブナ林内のギャップ等に成立する草地は、ミヤマモンキチョウ、ベニヒカゲ等の高山性チョウ類、オオゴマシジミ等の希少なシジミ類の生息地となっています。

湿原や池にはカオジロトンボやルリイトトンボなどの亜高山性のトンボ類が生息しており、遺存種のムカシトンボの記録があります。渋峠に位置する塔の池はモリアオガエルの生息地としては国内最高地点とされています。また、ゲンジボタル志賀高原石ノ湯個体群は、発生地の標高が日本で一番高く、発生期間も日本で一番長いという特異な生態から、国の特別天然記念物に指定されています。

雑魚川上流には天然のイワナが生息しており、2009 年より禁漁区を設定し、天然個体群保護に努めています。

草津白根山周辺では、亜高山帯から高山帯に生息する昆虫類が生息しており、クサツフキバッタ、ミヤマモンキチョウ、アルプスギンウワバなどが確認されています。

※26 高山村誌編纂委員会編（2004）信州高山村村誌　第 1 巻　自然編.　　高山村誌編纂委員会編（2006）信州高山村村誌　第 3 巻　地誌編.

写真 22　ニホンザル（地獄谷）
（提供：山ノ内町）

写真 23　イヌワシ（志賀高原 BR 内）
（提供：山ノ内町）

移行地域では、植物と同様に人間による管理がされなくなったことで、動物にも絶滅の危機が進行していると考えられます。田園地帯では長野県レッドリストに記載されているトウキョウダルマガエルやホトケドジョウが確認されています。移行地域と緩衝地域の一部では春の女神と呼ばれるギフチョウ及びヒメギフチョウが生息しており、両種が混生する箇所は局所的であり、かつ非常に貴重な存在ですが、最近ではその分布に変化が見られます。また、近年では市街地周辺で地域住民によってゲンジボタルやヘイケボタルの生息環境整備や環境にやさしい農業の実践による保全活動が行われています。

写真 24　ギフチョウ
（提供：山ノ内町）

写真 25　ホタルの保全活動
（ホタルの餌であるカワニナの放流）
（提供：高山村）

（４）社会経済環境

ア　人口

志賀高原 BR の移行地域（山ノ内町及び高山村）における定住人口は 18,335 人となっています（2022 年 3 月 1 日現在）。2010 年から 2045 年までの 5 年毎の人口の推移と推計値を図 14 に示します。

総人口は 5 年毎に約 1 割のペースで減少を続け、2045 年には現在の人口からほぼ半減し、約半数が 65 歳以上の高齢者になることが推定されています。

志賀高原 BR でも少子高齢化が急速に進んでおり、若者や子育て世代の定住が喫緊の課題となっています。

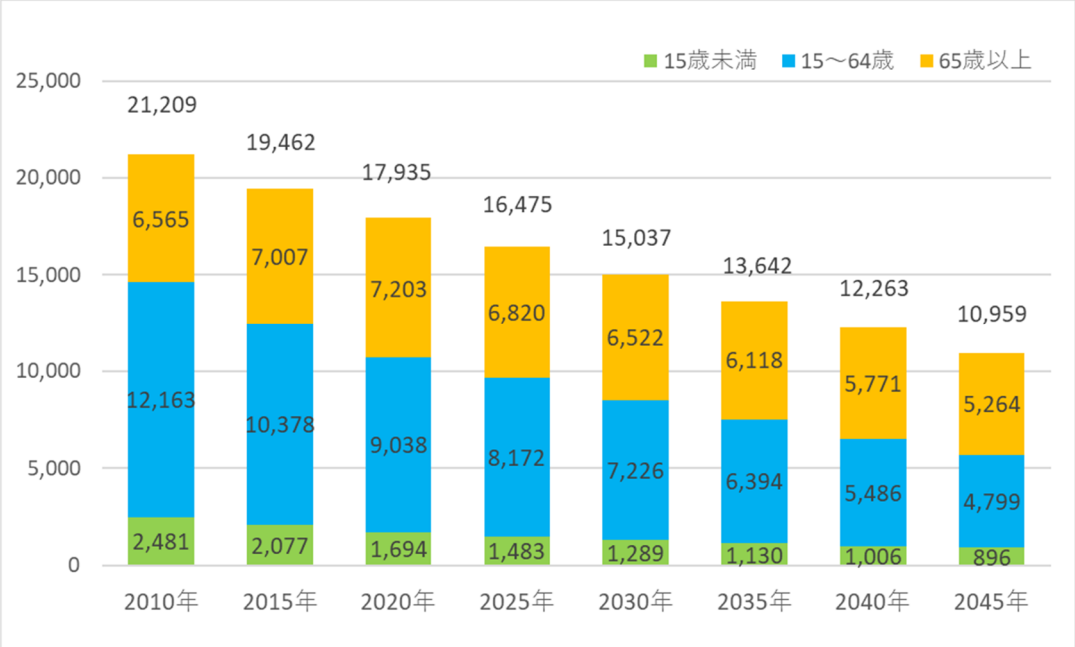

図 14　志賀高原ユネスコエコパーク移行地域の人口推移と推計値

※2010 年、2015 年及び 2020 年は実績値、2025 年以降は推計値。
※グラフ内の数値は年齢層別の人口、グラフ外の数値は総人口。
出展：「平成 22 年国勢調査」（総務省）、「平成 27 年国勢調査」（総務省）、「令和 2 年国勢調査」（総務省）、「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を加工して作成。

イ　地域住民の生活と文化

志賀高原 BR の住民は、伝統的に狩猟、山菜やキノコ類の採集、根曲がり竹（チシマザサ）による竹細工、用材の伐採、薪炭材生産など、森林資源を枯渇しないよう共同管理しながら利用してきました。このような共有地の持続可能な利用は現在では「入会」と呼ばれ、今も地域住民に受け継がれています。

志賀高原 BR 内の森林資源は、日本の経済の成長過程においてその一部は大正時代から進められた硫黄や鉄鉱石等の鉱山開発により大量に森林が伐採されたり、鉱石からの製錬過程で排出される亜硫酸ガスの影響による樹木の立ち枯れ、昭和時代のパルプ需要の増大に伴う亜高山帯の針葉樹の伐採が行われたり、一時は危機的な状況にありました※27。現在では、それらの森林は回復してきており、豊かな生態系が戻りつつあります。

戦後は農業生産性の向上、化石燃料や化学肥料の普及、大量生産された工業製品や外国産材の利用によって、伝統的な森林資源の利用量は減少し、さらに過疎・少子高齢化の進行が利用量の減少傾向に追い打ちをかけています。

その一方で、持続可能な資源利用が見直される社会状況の変化もあり、伝統的な森林資源の利用方法を地域の社会経済の発展に活用することが期待されています。近年では伐採された樹木を利用したコカリナ等楽器作りや、地元産の間伐材等を利用したペレットストーブの普及等持続可能な森林の利活用が実践されています。

写真 26　小串鉱山
（提供：嬬恋村）

写真 27　コカリナと演奏する子供たち
（提供：山ノ内町）

※27 山ノ内町誌刊行会編（1973）山ノ内町誌.　　高山村誌編纂委員会編（2005）信州高山村村誌　第 2 巻　歴史編.

鉱山の影響で周辺の森林の荒廃が記録されているのは、小串鉱山、横手鉱山等です。パルプ需要による天然林の皆伐は岩菅山西面一帯の共有林と記録されています。

ウ　農業

山ノ内町と高山村の移行地域では、果樹栽培、水稲栽培、高冷地野菜栽培、キノコ類の菌床栽培などが行われています。特に、扇状地特有の水はけの良い地質・地形と昼夜の寒暖差が大きい気候と適合したリンゴやブドウ等の果樹栽培が盛んです。

山ノ内町では収穫したリンゴ、そば及び牛肉等農畜産物を雪室に保存する等の雪氷熱利用が行われています。

高山村の緩衝地域では、乳牛と肉牛の畜産業が行われており、山地の放牧地では夏季に放牧が行われ、冬季はスキー場として利用されています。この牧場ではユネスコエコパーク域内外の複数の農家が放牧に参加しています。

高山村の移行地域では環境保全型農業の取組が行われており、1982 年に「地力増進施設（堆肥センター）」を開設し、地域の家庭や旅館から出る生ゴミ、家畜の糞、キノコ栽培の廃オガ粉、ワインぶどうの搾りかすなどを発酵させて良質な有機堆肥を作り農地に還元しています。また、果樹園での人工フェロモンを用いた減農薬栽培のほか、環境保全型農業直接支払交付金を活用した水田での有機農法やアイガモ農法など、生物多様性に配慮した農業も行われています。

耕作地には、古くから志賀高原内にある沢や湖沼からの用水路整備が行われており、地域住民が地区ごとに水利組合等を組織し、水争いや枯渇のないように持続可能な利用をしてきました。

農業の課題としては、過疎・少子高齢化による担い手不足、耕作放棄地の増加、野生鳥獣害の増加が挙げられます。また、輸入農作物や他地域との競争も激しくなっていますが、６次産業化やブランド化を進めることで、競争が地域発展の機会となる可能性もあります。

写真 28　サンふじリンゴ（山ノ内町）

写真 29　ワイナリー（高山村）

エ　林業

緩衝地域から移行地域にかけての二次林や植林地の面積の広さから、志賀高原 BR ではかつて林業を含む森林利用が盛んに行われていたことがうかがえます。現在は安価な外国産材との競争や工業製品の普及により林業は衰退していますが、FSC 認証等を活用した持続可能な林業経営や公共施設の整備及び公共土木工事等の実施にあたり、可能な限り地元産材を使用する努力が模索されています。

山ノ内町佐野地区では江戸時代から植林されて維持管理されてきた良質なスギが「象山杉」と呼ばれており、地域内外において、その材質の等級に応じて建築材やバイオマス発電の燃料等に広く利用されています。

また、国有林では林野庁と自治体によって、生物多様性保全、土砂災害防止、水源涵養、レクリエーションなど、森林が有する多面的機能の向上に向けた維持管理の取組が行われています。

オ　観光業

志賀高原 BR において観光業は主要な産業です。特に多雪地であることを活かしたスキーと、火山と地下水由来の豊富な源泉を活用した温泉は、国内有数の規模と歴史を誇ります。

志賀高原 BR の緩衝地域及び移行地域における観光地延利用者数の推移を図 15 に示します。かつて団体旅行型観光が盛んであった頃と比べると、観光ニーズの変化や長引く不況の影響で観光地延利用者数は減少しました。近年年間 550 万人前後で推移していましたが、2020 年は新型コロナウイルス蔓延に伴う緊急事態宣言や移動の自粛の呼びかけで大幅に減少し、370 万人を下回りました。参考までに、志賀高原 BR の緩衝地域に一部地域が含まれる日本有数の温泉地である草津温泉の観光客数は、過去 10 年以内に 280 万人から 320 万人とやや増加傾向にありましたが、2020 年には約 230 万人と減少しました。

今後は豊かな自然資源を活用したエコツーリズム等、個性的かつ持続可能な観光を振興し、ストーリー性のある観光地づくりやターゲット毎の集客コンセプトを再考し、国内外の観光客を増加させることが課題です。

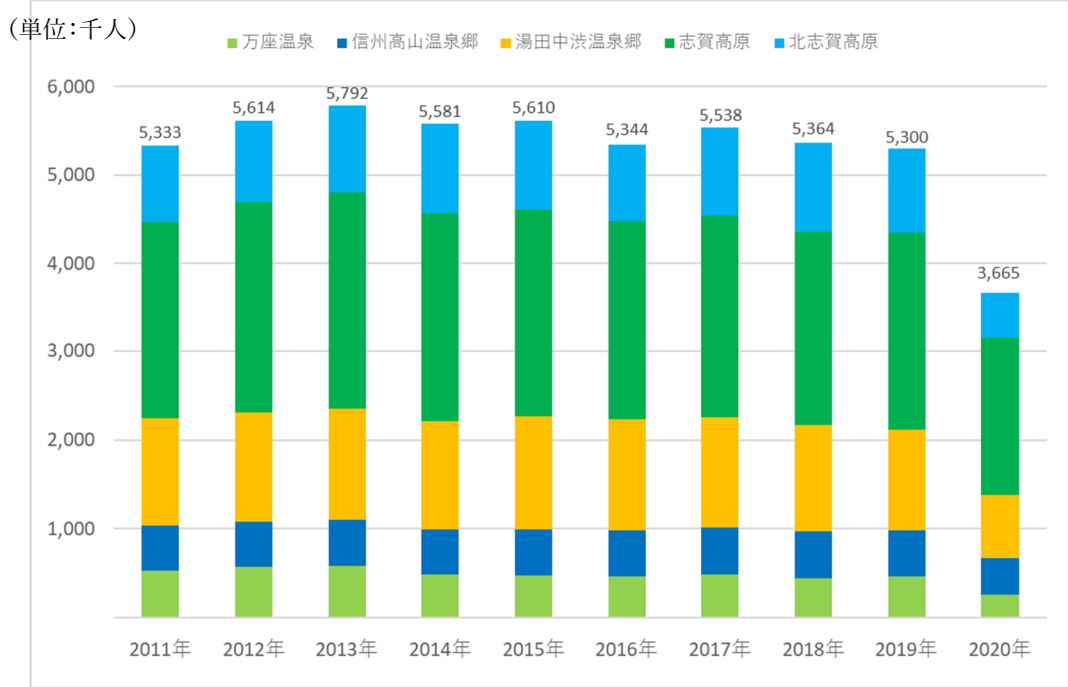

図 15　志賀高原ユネスコエコパーク緩衝地域及び移行地域における観光地延利用者数の推移

※長野県観光部山岳高原観光課発行の「観光地利用者統計調査結果」及び群馬県戦略セールス局観光魅力創出課発行の「観光入込客統計調査報告書」参照

写真 30　西の河原公園（草津温泉）

写真 31　万座温泉スキー場（嬬恋村）

カ　その他の産業

移行地域では、金属製品、コンクリート製品、プラスチック製品、電子部品等の製造業が営まれています。地域で発生した生ごみをたい肥化したり、廃プラスチックを再利用するリサイクル業も行われています。比較的家内工業的な小規模事業が多く、地形的な制約から新たな工業用地の確保や新規企業の誘致も困難な状況です。高山村には隣接する須坂市を含むエリアに県営の産業団地が設定されています。製造業においては、志賀高原 BR の地質・地形及び気候、森林がもたらす豊富な水資源が利用されています。

地場産業である竹細工やろくろ細工は、その伝統が今日まで受け継がれています。

（５）教育研究活動

ユネスコ MAB 計画の前身である国際生物学事業計画（IBP）では、志賀高原 BR の核心地域の一部に亜寒帯林特別研究地域が設定され、1967 年から 1972 年にかけて、国内外の研究者による自然環境調査が実施されました。

また、志賀高原 BR には、当時から研究教育活動を行っている信州大学教育学部附属志賀自然教育研究施設の職員による長年にわたる教育活動の実践があります。

林野庁は国有林の保護林制度の維持管理の一環として、森林官による日常の巡視の他、「佐武流山周辺森林生態系保護地域」と「笠ヶ岳希少個体群保護林」における定期的なモニタリングを実施し、当該地域の現状や変化を評価しています。

現在、移行地域の小中学校はすべてユネスコスクールに加盟しており、信州大学が中心となって設立された「信州 ESD コンソーシアム」が、教職員を対象とした ESD（持続可能な開発のための教育）研修会や子どもたちの学習成果の発表・交流会を開催するなど、次世代を育成する教育活動が盛んに行われています。移行地域が未設定の構成自治体においても、当該自治体の緩衝地域内の自然環境を学び、守り、後世に伝える仕組みを持った学習が積極的に行われています。

写真 32　ABMORI における苗づくり（小学生による種まき）
（山ノ内町）

写真 33　コマクサの植付（中学生による）
（提供：吾妻森林管理署）

５　移行地域が未設定の構成自治体の概況

（１）人口

志賀高原 BR の構成自治体のうち、移行地域が未設定である中之条町、草津町及び嬬恋村における定住人口は 30,514 人となっています（2022 年 3 月 1 日現在）。2010 年から 2045 年までの 5 年毎の人口推移と推計値を図 16 に示します。

移行地域が設定されている 2 町村と同様の傾向が見られ、総人口は 5 年毎に約 1 割のペースで減少、2045 年には現在の人口からほぼ半減し、約半数が 65 歳以上の高齢者になることが推定されています。こちらでも少子高齢化が急速に進んでおり、若者や子育て世代の定住が喫緊の課題となっています。

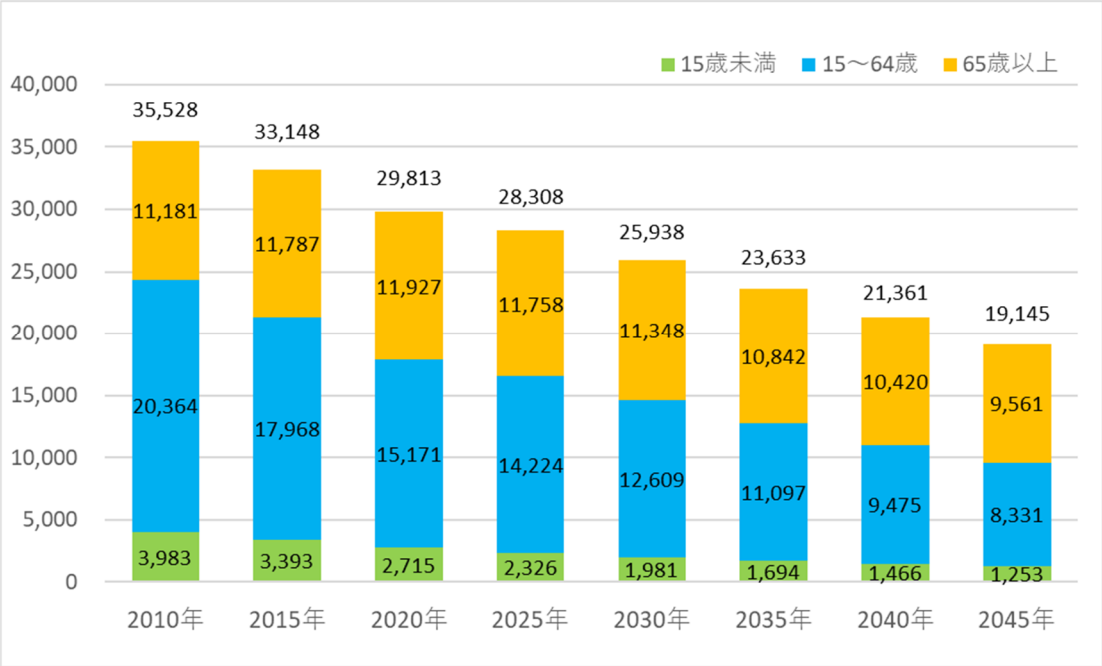

図 16　志賀高原ユネスコエコパーク移行地域未設定の構成自治体の人口推移と推計値

※2010 年、2015 年及び 2020 年は実績値、2025 年以降は推計値。

※グラフ内の数値は年齢層別の人口、グラフ外の数値は総人口。

出展：「平成 22 年国勢調査」（総務省）、「平成 27 年国勢調査」（総務省）、「令和 2 年国勢調査」（総務省）、「日本の将来推計人口（平成 30 年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を加工して作成。

（２）産業

中之条町は地域により特徴の異なる農業・林業・観光業、草津町は有名な温泉地を抱えた観光業、嬬恋村は高原キャベツに代表される農業が際立っています。

農業では、米、こんにゃく、野菜、果樹など、地形や気候に応じた様々な農産物が生産されており、中でも嬬恋村の夏秋キャベツは全国一の生産量を誇ります。

観光業は、草津温泉、四万温泉、沢渡温泉、六合温泉郷、鹿沢温泉など、火山の特徴を活かした温泉が有名で、特に草津温泉は国内有数の観光客数を誇ります。また、高標高で多雪地であることを活かしたスキーや、芳ヶ平湿地群、野反湖、バラギ湖、八ッ場ダムなど豊かな自然環境や景観が観光資源となっています。近年では文化的価値を持つ伝統的建物群保存地区や鉱山開発の歴史的遺構を観光資源として発掘する動きが見られています。

これらの地域の中には伝統的な地場産業であるしゃもじやこねばちなどの木工細工やメンパ、こんこん草履などの工芸品が盛んな地域があります。しかし、こうした手工芸は手間暇がかかり大量生産ができないうえに、後継者の不足による伝承の危機に立たされています。

志賀高原 BR の構成自治体は、いずれも過疎・少子高齢化による担い手不足が大きな課題となっている一方で、インバウンドの増加など発展の機会もあります。これまでは観光客が観光地に集中することにより、大気汚染、ごみ問題などの環境悪化や、地域住民の生活の質や観光地の価値の低下が起きていました。これからはサステイナブルツーリズム（Sustainable Tourism）が重要な位置付けとなりつつあります。これは直訳すると「持続可能な観光」という意味であり、“訪問客、業界、環境および訪問客を受け入れるコミュニティーのニーズに対応しつつ、現在および将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光”と定義されます。最近は新型コロナウイルスの蔓延による行動様式の変容により、これまでの既成概念にとらわれない観光産業の在り方を模索する動きが各自治体で広がってきています。これらは日本の地域産業における全国的な傾向と似通っており、志賀高原 BR の持つ自然・人・文化の魅力を最大限利活用するための取組はモデル的なものとして注目されています。

写真 34　高原キャベツ
（提供：嬬恋村）

写真 35　赤岩伝統的建物群保存地区
（提供：中之条町六合支所）

写真 36　湯畑
（提供：草津町）

６　管理運営の基本構想

（１）テーマ（キャッチフレーズ）

「受け継いだ遺産を　学び　活かし　次世代へ」

●志賀高原 BR の主なキーワード
「火山・温泉」「亜高山性針葉樹林」「水・湖沼・湿原」「雪・スキー」

志賀高原 BR は、火山地形を特徴とする特有の自然環境を有しており、地域の産業はその自然資源を活かして発展を遂げてきました。現在は、温泉、雪や水を基盤とした観光業と農業が生業の中心となっていますが、これまでの先人の日々の生活の中で、山菜、キノコ、根曲り竹の採取や狩猟において、森林資源を共同利用の仕組みで活用する「入会」を通して持続可能な形で利用してきた文化があります。また、自然の恵みである硫黄や鉄など鉱物の採取による発展と、その陰で起きた森林の荒廃とそれに起因する土砂災害による人的被害、鉱水問題などの公害の歴史もありました※28。

※28 志賀高原 BR 内に存在していた鉱山跡には、両沢鉱床（小串鉱山）、高井鉱山、横手鉱山、入道沢（万座）鉱山などがある。所在地はいずれも緩衝地域もしくは移行地域内です。

志賀高原 BR には、豊かな自然とともに暮らし発展を遂げてきた古くからの歴史があり、その伝統は今なお地域に息づいています。火山、温泉、雪、水、森林などは私たちの生活を支えてきた「自然の恵み」であり、独自の食文化、伝統工芸、芸術等を生み出したほか、身近な自然に対する感謝や畏れの心が信仰や祭りとして表れ伝承されるなど、今なお独特の文化が地域には受け継がれています。また「自然の恵み」は、地域社会経済の発展に欠かせない生業の基盤としても活用されてきました。

このような、地域固有の自然資源を将来にわたり持続的に利用していく知恵は「地域知」と言われますが、先人より古から受け継がれてきた「遺産」と考えることもできます。この受け継がれた「遺産」は「人の恵み」として今後も次世代へと引き継いでいかなければなりません。

写真 37　根曲り竹

写真 38　大蛇神社

志賀高原 BR の社会経済環境に係る各分野においては、地域独特の強みや課題を有していることが明らかになりました。例えば農業であれば、地域内の標高差、扇状地に成立した水はけのよい火山由来の黒ぼく土、昼夜の寒暖差などを利用して果樹栽培、水稲栽培、高冷地野菜の栽培が盛んに行われていることの一方で、過疎・少子高齢化による担い手不足、耕作放棄地の増加、野生鳥獣害が課題となっていることなどがあります。

また、水はけのよい土地は、逆に言えば水を得にくい土地でもあり、先人は土地を開墾し、水田開発のために灌漑用水（堰）を築堤しました。また、近くに豊富な水があっても水利権がないので、長大な堰をいくつも開削しました。先人が切り拓いたこれらの堰は現在でも利用されており、今の扇状地での果樹栽培等を可能にしているといった歴史的な経過も忘れてはなりません。

時代の流れによって、いくつかの自然環境や伝統文化は存続の危機を迎

え、あるいは既に消失しているものもありますが、それらを保存、復元して受け継いでいこうとする活動や教育が始まっています。志賀高原 BR の「遺産」を次世代へと引き継いでいくため、子どもから若者、また年長者まで参加する持続可能な社会の構築に向けた「学び」の取組は、今後も積極的に進めていく必要があります。

志賀高原 BR 移行地域の小中学校はすべてユネスコスクールに加盟しており、信州大学が中心となって教職員を対象とした ESD 研修会や子どもたちの学習成果の発表・交流会が開催されています。気候変動による災害の発生、野生鳥獣害対策、グローバル社会への対応、インバウンド対策、地産地消の推進など、地域が抱える複雑で解決困難な社会課題に対して、地域の強みを活かしながら向き合うことができる次世代の人材育成において ESD を通して推進していきます。

志賀高原 BR は、先人より受け継いだ自然や文化を「遺産」として次世代へも引き継いでいくために、「学び」の取組を積極的に進めるとともに、保全とバランスをとりながら「活かし」ていくことにより、今後も発展を目指していきます。

これらのことから、本計画のテーマ及び志賀高原 BR のキャッチフレーズとして、「受け継いだ遺産を　学び　活かし　次世代へ」と掲げます。

（２）基本方針

志賀高原 BR が有する３つの機能をさらに強化するとともに、持続可能な地域社会の構築を一層推進するため、本計画のテーマ及び本ユネスコエコパークのキャッチフレーズに沿った基本方針として、次のとおり３点を定めます。

方針１．地域の自然を守り、活用する

志賀高原 BR の豊かな自然環境は、地域住民に様々な「自然の恵み」をもたらしており、先人から受け継がれた「遺産」として重要な生活基盤となっています。この恩恵を将来にわたり享受するためにも、地域の自然環境を適切に保護・保全しながら活用を図ります。

方針２．地域の文化を守り、活用する

先人たちが培ってきた志賀高原 BR 内の独特の文化は、「人の恵み」として地域住民の生活に今なお活かされています。これらの「遺産」を伝統として絶やさず次世代へと伝えていくためにも、地域の文化を守りながら発展を目指します。

方針３．地域資源を守り活用する人材を育てる

志賀高原 BR の「自然の恵み」「人の恵み」は、地域の大切な資源であり、先人から受け継がれた「遺産」となっています。これらを守り伝え、賢く使い、地域の持続可能な発展を目指すためにも、これを担う人材の育成として「学び」の取組を進めていきます。

（３）シンボル

これまでの整理検討を踏まえる中で、志賀高原 BR の自然や文化は**「火山・水・森」**に特徴づけることができます。

志賀高原 BR の地形は、火山の溶岩や噴出物に由来する大地を河川が長い年月をかけて削り、土砂を堆積させて作り上げたものです。特に、核心地域と緩衝地域の火山地形には、多くの森林、湖沼、湿原が存在し、そこには貴重な動植物が生息・生育しています。

また、主要産業である観光業と農業は、火山（スキー（斜面利用）や温泉など）と水（雪や清流など）が基盤となっています。志賀高原 BR は信濃川と利根川の分水界に位置しており、当エリアに降った雨や雪は、私たちのみならず流域の多くの人々の生活を支えています。

植生の大部分は森林であり、火山地形に成立した森林景観が当エリアの自然を特徴づけるものとなっています。核心地域には原生的な亜高山帯針葉樹林やブナ林が成立し、さらに緩衝地域から移行地域に至るまで、環境と人間による利用に応じて、針葉樹と広葉樹の森林がモザイク状に分布しています。私たちの伝統的な生活は森林資源に強く依存しており、現在でも林産物が活用されています。また、私たちの生活を支える食料の生産、水源の涵養、大気の浄化、土壌の形成といった多面的機能、いわゆる生態系サービスの多くは森林によってもたらされるものです。

これらのことから**「火山・水・森」**を、志賀高原 BR を簡潔にイメージするためのシンボルと位置づけます。

●シンボルマーク（オリジナルロゴマーク）

志賀高原 BR のシンボルマークは、核心地域の志賀山と四十八池湿原をイメージした下図 17 に示すものです。このシンボルマークは、オリジナルロゴマークとして志賀高原ユネスコエコパーク協議会に帰属し、使用に際しては「志賀高原ユネスコエコパーク　オリジナルロゴマーク　利用マニュアル」に従うものとします。

図 17　志賀高原ユネスコエコパーク　オリジナルロゴマーク

（４）基本施策

ユネスコ MAB 計画の理念、本計画のテーマ（本ユネスコエコパークのキャッチフレーズ）と基本方針、SDGs、リマ行動計画、愛知目標を考慮し、今後、志賀高原 BR が具体的な行動を起こしていくための方向性として、次のとおり５つの基本施策を定めます。

なお、志賀高原ユネスコエコパーク行動計画については、この基本施策に沿って具体的な事業及び行動目標を定めることになります。

施策１．「自然資源の保全」に関する事項

基本方針１「地域の自然を守り」を推進するため、具体的には【自然環境保全】【農地保全】【森林保全】【水資源保全】【省エネ・省資源】【公害防止】【学術機関連携】の７つの分野を意識しながら、動植物の保護と、生態系サービスの保全を目指した各種取組を進めていきます。

（取組の方向性）

【自然環境保全】

多様な生態系の保全、気候変動対策、自然環境に関係する天然記念物や名勝等文化財の保存、外来生物の侵入防止や駆除など、希少種、固有種、在来種の保全復元や外来生物対策を実施する「生物多様性保全」の取組、各保全活動団体への支援やボランティア活動の促進といった「保全活動支援」の取組、保全指導や監視、ルールやマナーの周知をはじめとした「意識啓発」の取組、志賀高原自然保護センター機能の充実、遊歩道や登山道の整備、人工構造物設置の際の生物多様性への配慮など「施設整備等」の取組を進めていきます。

【農地保全】

「環境に配慮した農業の推進」を通して、食生活の安全・農地の安全はもとより生態系に配慮した農業の取組を進めています。「野生鳥獣害対策」の取組として、近年多雪・高標高地域に侵入してきているニホンジカやイノシシ等各種モニタリング調査の実施やエリア内連携による対策の検討などを、また「耕作放棄地対策」の取組として、農業担い手不足等の課題対応の検討や新たな農業資源の開発などを進めていきます。

【森林保全】

森林は CO_2 を蓄え、地球温暖化の抑制に寄与するとともに、災害にも強い森林づくり（適切な間伐や森林再生事業）の推進や、希少動植物への保全対策を含めた生物多様性への配慮など、「森林の多面的機能向上」に向けた取組を進めていきます。

【水資源保全】

水源涵養林の保全（適切な間伐等による維持管理を含む）など、「持続可能な水資源確保」のための取組を進めていきます。

【省エネ・省資源】

地球温暖化対策やごみ 3R 促進等の観点から、「省エネルギーと省資源の推進」に向けた取組を進めていきます。

【公害防止】

人と自然に悪影響を及ぼす大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、

悪臭、地盤沈下等を防止する「公害防止」の監視を行っていきます。

【学術機関連携】

科学的バックグラウンドをもった事業推進との観点から、地域に根差した大学や研究機関・団体と積極的に連携を図り、情報共有や協同作業を実施しながら、「学術機関等との連携」の取組を進めていきます。

施策２．「自然資源の活用」に関する事項

基本方針１「地域の自然を活用する」を推進するため、具体的には【農業】【林業】【再生可能エネルギー】の３つの分野を意識しながら、動植物そのものや、生態系サービスの持続可能な利活用を目指した各種取組を進めていきます。

（取組の方向性）

【農業】

循環型農業や農業生産工程管理（GAP）の推進などを通じた「環境保全型農業等」の取組、地産地消の推進や特産品（加工品や料理）の開発（支援）をはじめとした「６次産業化」の取組、地域の特色を活かしかつ観光と連携した PR や企業等との連携による「農産物ブランド化」の取組を進めていきます。

【林業】

FSC 認証制度活用の検討、森林セラピー事業の推進など、「持続可能な林業経営等」に向けた取組を進めていきます。

【再生可能エネルギー】

地域の特色ある自然エネルギー（温泉熱、雪氷熱、太陽光、小水力）活用の観点から、「再生可能エネルギー推進」の取組を進めていきます。これら再生可能エネルギーの使用を行政が導入するとともに、地域内への普及を促進していきます。

施策３．「文化資源の保全」に関する事項

基本方針２「地域の文化を守り」を推進するため、具体的には【景観保全】【郷土文化保全】【自然・文化認証制度】の３つの分野を意識しながら、人間と自然との関係性から生まれたモノやサービスの保全を目指した各種取組を進めていきます。

（取組の方向性）

【景観保全】

里山、農村風景、温泉街など特徴ある景観の保全及び形成、景観条例等に基づく適切な指導や誘導をはじめとした「景観整備」の取組、地域のルールづくりや環境美化活動の促進など「意識啓発」の取組を進めていきます。

【郷土文化保全】

地域の文化財の維持管理及びその普及啓発活動など「文化財保護」の取組、郷土芸能や民俗行事の保存及びスキーなど地域特有の文化継承といった「地域文化維持」の取組を進めていきます。

【自然・文化認証制度】

ラムサール条約登録湿地制度や日本ジオパーク制度など国内外の自然や文化に係る各種「認証制度の活用と連携」を図りながら、志賀高原 BR の自然及び文化保全の取組を進めていきます。

施策４．「文化資源の活用」に関する事項

基本方針２「地域の文化を活用する」を推進するため、具体的には【観光業】【伝統文化】の２つの分野を意識しながら、人間と自然との関係性から生まれ、人間社会を豊かにするモノやサービスの伝承や発展を目指した各種取組を進めていきます。

（取組の方向性）

【観光業】

自然体験や環境学習の推進、地域資源を活用したツアー創出、ガイド等の養成支援など「エコツーリズム」の取組、農業体験をはじめ各種体験と連携

する「グリーンツーリズム」の取組、ユネスコエコパークの国際的知名度を活かしたインバウンド対策や海外のユネスコエコパークとの交流と連携も視野に入れた「国際化」の取組、複数町村によるエリア構成との志賀高原 BR の特性を活かした「広域連携」の取組、都市部エリアでの普及啓発イベントや各種媒体を活用した外部向け情報発信による「プロモーション」の取組を進めていきます。

【伝統文化】

郷土芸能や民俗行事と交流事業との連携、また関連産業への活用を図るとともに、伝統地場産品の販路拡大など「郷土芸能・地場産品」に係る取組を進めていきます。

施策５．「ESD の推進」に関する事項

基本方針３「地域資源を守り活用する人材を育てる」を推進するため、具体的には【環境学習】【文化学習】【生涯学習】の３つの分野を意識しながら、持続可能な発展を支える人材の育成を目指した各種取組を進めていきます。

（取組の方向性）

【環境学習】

志賀高原ユネスコエコパーク環境学習プログラムの拡充強化、教育機関における ESD 推進のための環境教育の充実、住民意識啓発を目的とした自然体験学習や地域学習等の推進、志賀高原 BR 関係町村間の交流と環境啓蒙を目的とした教育イベントの開催など、「自然環境教育」の取組を進めていきます。

【文化学習】

郷土愛ある人材の育成を目指す「伝統文化教育」の取組、周辺市町村におけるユネスコスクール加盟促進、教育の国際化及び情報化への対応を踏まえた「グローバル教育」の取組を進めていきます。

【生涯学習※29】

志賀高原 BR の魅力を活かした生涯学習プログラムの検討など、「生涯学習」推進に向けた取組を進めていきます。

本計画の基本方針・基本施策と、SDGs・リマ行動計画・愛知目標とは表５のように対応しており、各目標の達成を目指して施策（具体的事業）を推進します。

なお、これら５つの基本施策（及び行動計画に定める具体的事業）を着実に進めていくために、日本 BR ネットワーク（JBRN）や海外の BR との交流や情報交換に努めます。他 BR の先進事例を常に参考にするとともに、志賀高原 BR の取組（行動）についても国内外に対して積極的に発信していきます。

また、これら施策の具現化と、志賀高原 BR のさらなる発展を目指すためには、エリアを構成する２県５町村による域内連携が一層求められることから、積極的な相互連携を図るための実行体制の確保にも努めます。

表５　基本方針・基本施策とＳＤＧｓ・リマ行動計画・愛知目標との対応※30

基本方針	基本施策	SDGｓ	リマ行動計画	愛知目標
方針１ 地域の自然を守り、活用する	施策１ 自然資源の保全		成果Ａ１ 成果Ａ２ 成果Ａ７ 成果Ｃ４	目標１ 目標５ 目標９ 目標１２ 目標１４ 目標１５
	施策２ 自然資源の活用		成果Ａ１ 成果Ａ４ 成果Ａ７ 成果Ｃ７	目標１ 目標４ 目標５ 目標６ 目標７ 目標１３ 目標１４
方針２ 地域の文化を守り、活用する	施策３ 文化資源の保全		成果Ａ１ 成果Ａ７	目標１ 目標９ 目標１１ 目標１３ 目標１８
	施策４ 文化資源の活用		成果Ａ１ 成果Ａ４ 成果Ｃ７	目標１ 目標４ 目標１３ 目標１８
方針３ 地域資源を守り活用する人材を育てる	施策５ ESDの推進		成果Ａ１ 成果Ａ４	目標１ 目標９ 目標１８ 目標１９

※29 生涯学習とは…学校教育、社会教育（職場や地域社会）、家庭教育を包括する生涯を通じての学習活動である。

※30 SDGs・リマ行動計画・愛知目標の詳細は巻末資料を参照。

（５）計画期間等

本計画の計画期間は、図 18 に示すように SDGs の目標期間に合わせて 2021 年から 2030 年までの 10 年間とします。また、本計画に基づいて策定する「志賀高原ユネスコエコパーク行動計画」は、第 1 期を 2021 年から 2025 年まで、第 2 期を 2026 年から 2030 年まで、それぞれ 5 年間の期間とします。なお、第 1 期の途中、2022 年にエリア拡張申請を見越した本管理運営計画の改訂が行われ、2024 年までにユネスコに変更申請を行います。その後、2034 年にはユネスコへの定期報告を実施します。

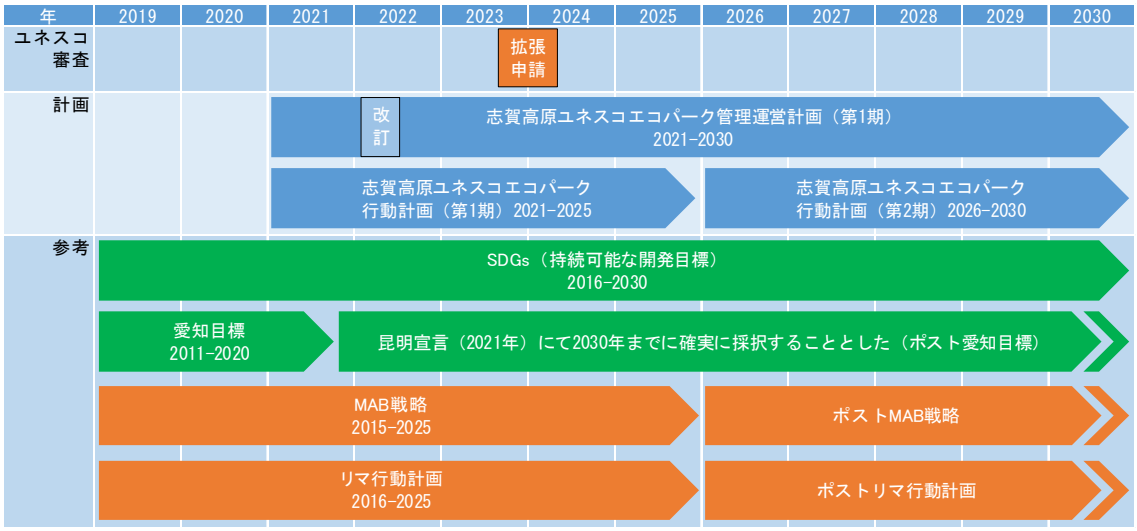

図 18　本計画及び行動計画並びに関連する計画・目標の計画期間

7　管理運営計画の実行

（1）管理運営体制

志賀高原 BR の管理運営に関する決定を行う機関は、関係団体等により構成される志賀高原ユネスコエコパーク協議会（以降、協議会）です。

図 19 に示す通り、協議会は意思決定機関として総会、幹事会、ワーキンググループ会議を設置し、総会には関係自治体及び関係団体の代表者が、幹事会には関係自治体及び関係団体の幹事が、ワーキンググループ会議にはそれぞれの実務担当者が就任します。協議会の会長及び副会長には構成 5 町村の民選の首長が就任し、年 1 回の総会で協議内容の決定を行います（必要に応じて臨時総会を開催）。また、意思決定に際して協議会に意見を述べたり助言を行ったりする支援者として、国等の機関によるオブザーバー、学識経験者等によるアドバイザーをそれぞれ委嘱し、管理運営に係るフォロー体制を確保します。

なお、協議会には志賀高原 BR の管理運営に関わるすべての団体が所属するものとし、組織体制は状況に応じて見直していくものとします。

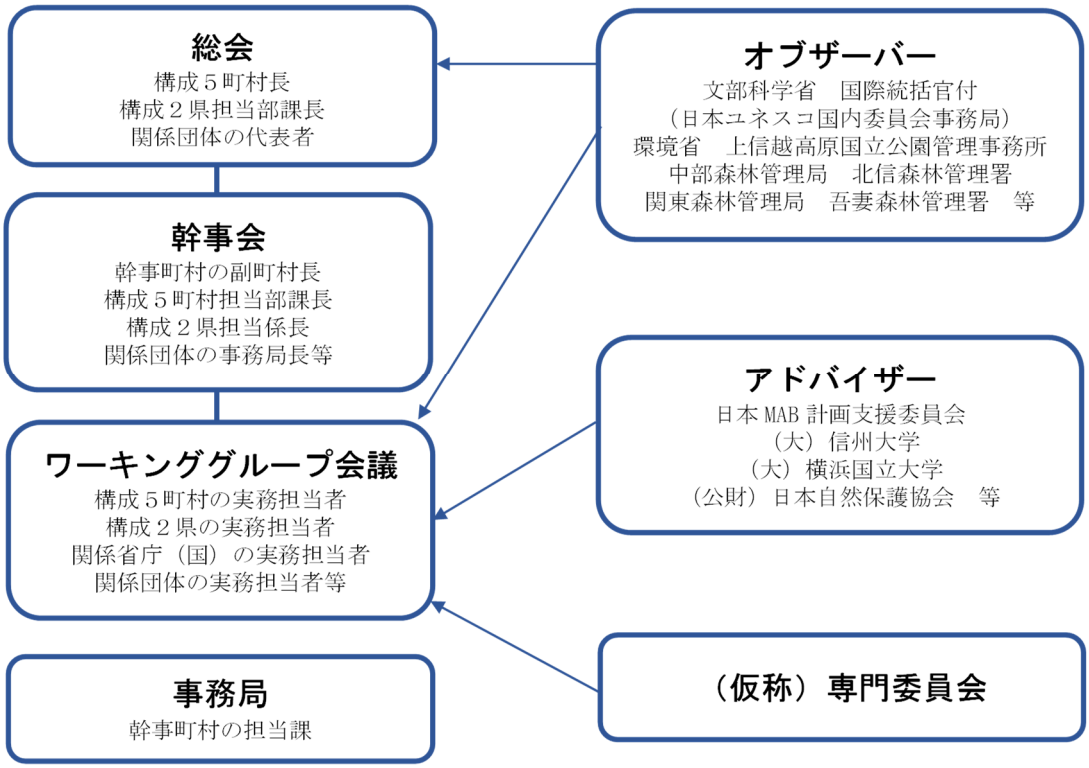

図 19　志賀高原ユネスコエコパーク　管理運営体制

（２）計画の実行主体と推進体制

本計画の実行主体は、まさに地域を構成するあらゆる人々や団体であり、地域内外の市民や関係団体、事業者、行政機関、教育機関、研究機関、国内外のユネスコ関係機関などが連携し、協働で推進するものとします。協議会は、ユネスコエコパークの３つの機能である自然環境保全、経済活動、教育・研究において、様々な主体が連携できるよう調整する役割を果たします。

図 20　志賀高原ユネスコエコパーク管理運営計画の実行主体

なお、実行主体として具体的に以下の通り想定されます（図 20 参照)。

【市民や関係団体】

・地域内の市民（住民）
・地域外の市民（観光客　等）
・地域内の団体（地権者団体　等）
・地域外の団体（利害関係団体　等）

【事業者】

・観光事業者、観光事業関係団体（観光協会、温泉協会、旅館組合　等）
・農林漁業者、農林漁業協同組合、土木建設業者、製造業者　等

【行政機関（自治体）(国)】

・地域内の行政機関（長野県、群馬県、山ノ内町、高山村、中之条町、草津町、嬬恋村）
・地域外の行政機関（文部科学省　国際統括官付、環境省　上信越高原国立公園管理事務所、林野庁　関東森林管理局・吾妻森林管理署　中部森林管理局・北信森林管理署　等）

【教育機関】

・各種学校・園、社会教育施設、その他教育機関　等

【研究機関】

・学術研究機関（信州大学、横浜国立大学、日本自然保護協会　等）

【ユネスコ関係機関】

・ユネスコ、日本ユネスコ国内委員会、WBRN（世界 BR ネットワーク)、EABRN（東アジア BR ネットワーク)、JBRN（日本 BR ネットワーク)、国内外のユネスコエコパーク、日本 MAB 計画支援委員会　等

志賀高原 BR の管理運営にあたり、地権者や地域住民の意見を計画の策定や実行に反映させていきます。そして、あらゆる関係者（団体）と緊密に連携を図るとともに、支援等も受けながら計画を進めていきます。

（３）計画の変更

計画期間中に、ゾーニング変更等の重大な変更が発生した場合は、協議の上、計画の変更を行うこととします。

（４）行動計画の策定と実行

第６章の基本施策に定める事項を着実に実践するために、協議会のワーキンググループ会議で志賀高原ユネスコエコパーク行動計画（以降、行動計画）を策定し、具体的な取組内容や成果目標を設定します。行動計画は、ユネスコ MAB 計画の「リマ行動計画」をはじめ、国や県、各町村の総合計画等と連動させ、SDGs や愛知目標、MAB 戦略を含む各目標の達成に向けた内容にします。

（５）行動計画の評価・報告・修正

協議会の（仮称）専門委員会は、行動計画で定めた取組内容や成果目標について必要に応じ評価を行い、幹事会及び総会に報告します。オブザーバー及びアドバイザーは、行動計画がユネスコエコパークの理念や目的の実現のために効果的に実行されているかどうかチェックし、意見や助言を行います。行動計画は基本的に５年毎に更新しますが、社会情勢や自然環境の変化によって改善の必要が生じた場合、５年毎の更新を待たずに修正するものとします。

（６）ネットワークの推進

管理運営計画（及び行動計画）を着実に実行していくため、WBRN（世界 BR ネットワーク）、EABRN（東アジア BR ネットワーク）、JBRN（日本 BR ネットワーク）といったネットワークを重視するとともに、各ネットワークを通じた国内外の BR との交流や情報交換を積極的に推進します。

他 BR の先進事例に常に学びながら、志賀高原 BR の各種取組についても国内外に向けて積極的に発信するよう努めます。

８　巻末資料

写真 39　裏志賀山より望む大沼池

A）愛知目標

愛知目標とは、2010 年に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において採択された「生物多様性条約戦略計画 2011-2020」において、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するとした 20 の個別目標です。（環境省生物多様性センター；
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index.html（参照日 2020/03/25））

表 8-1 に愛知目標の 5 つの戦略分野と 20 の個別目標を示します。

表 8-1　愛知目標の 5 つの戦略分野と 20 の個別目標

戦略目標 A　各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。	
目標 1	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値及びそれを保全し持続可能に利用するために取り得る行動を、人々が認識する。
目標 2	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれている。
目標 3	遅くとも 2020 年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために、補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。
目標 4	遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。
戦略目標 B　生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。	
目標 5	2020 年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減し、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。
目標 6	2020 年までに、すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続

	的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、枯渇したすべての種に対して回復計画や対策が実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる。
目標 7	2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。
目標 8	2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。
目標 9	2020 年までに、侵略的外来種及びその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために、定着経路を管理するための対策が講じられる。
目標 10	2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。
戦略目標 C　生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する。	
目標 11	2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸域及び海域の 10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。
目標 12	2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。
目標 13	2020 年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。
戦略目標 D　生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する。	
目標 14	2020 年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、その際には

	女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。
目標 15	2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。
目標 16	2015 年までに、遺伝資源の取得の機会(アクセス)及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。
戦略目標 E　参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する。	
目標 17	2015 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。
目標 18	2020 年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度及び関連する国際的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ、反映される。
目標 19	2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基盤及び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される。
目標 20	遅くとも 2020 年までに、戦略計画 2011-2020 の効果的な実施に向けて、あらゆる資金源からの、また資源動員戦略において統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。

※「ポスト愛知目標」を採択するための生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）について、2020 年に中国（北京）での開催が予定されていたが、2021 年 10 月（第 1 部）及び 2022 年 4～5 月（第 2 部）に延期となり、当該会議第 1 部で採択された「昆明宣言」では、「愛知目標」に代わる 2030 年を期限とする新たな目標を、今後確実に採択するとされた。

B）気候変動枠組条約

1992 年、世界は、国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約（ United Nations Framework Convention on Climate Change ）」を採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。同条約に基づき、1995 年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されています。

2015 年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、気候変動に関する 2020 年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定には、世界共通の長期目標として 2 ℃目標の設定や、すべての国による削減目標の 5 年ごとの提出・更新、各国の適応計画プロセスと行動の実施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること、共通かつ柔軟な方法で各国の実施状況を報告・レビューを受けること、JCM を含む市場メカニズムの活用等が位置づけられています。

2021 年 10 月から 11 月にかけて英国グラスゴーで開催された気候変動枠組条約第 26 回締約国会合（COP26）において、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である 2030 年に向けて野心的な緩和策、適応策を締約国に求める内容となりました。パリ協定より踏み込んだ 1.5℃目標に向かって世界が努力することが、COP の場で正式に合意された（グラスゴー気候合意）。この目標のためには、先進国による途上国の排出量削減のための資金支援が不可欠です。2009 年にコペンハーゲンで開催された COP15 において、先進国から途上国への資金支援を 2020 年までに毎年 1000 億ドルまで増やす、という目標が掲げられましたが、この目標が 2020 年までに未達成に終わったことが議題として取り上げられ、2025 年に向けてこの目標達成のためのさらなる努力を続けることが決まりました。また、パリ協定 6 条の実施指針が採択され、パリルールブックが完成されました。透明性枠組みについては、各国の温室効果ガス排出量の報告及び NDC [※31]達成に向けた取組の報告様式が決定されました。NDC の共通の時間枠については、全締約国に対し、2025 年に 2035 年目標、2030 年に 2040 年目標を通報（以降、5 年毎に同様）する

※31 国が決定する貢献

ことを奨励する決定が採択されました。

（環境省；http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop.html（参照日 2020/03/25）
：https://www.env.go.jp/press/110207.html（参照日 2021/12/20））

C）持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（ leave no one behind ）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。（外務省；https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/SDGs/about/index.html（参照日 2020/03/25））

17 のゴールは以下のアイコンで示され、17 色の輪は SDGs そのものを象徴しています。

D）セビリア戦略

セビリア戦略は、1995 年 3 月、ユネスコの第 2 回世界生物圏保存地域会議（スペイン・セビリア）において、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を生物圏保存地域の革新的なコンセプトとすることとし、3 機能（保全機能、経済と社会の発展、学術的研究支援）を実現し、分析を行うための 10 項目の基本的方向性が示されました。

生物圏保存地域世界ネットワーク定款は、世界の生物圏保存地域（ユネスコエ

コパーク）ネットワークに加盟するためのユネスコが定める基本規則です。登録されるためには、この定款の内容を満たしていることが必要です。定款は、登録基準のほか、生物圏保存地域の定義、3 つの機能（保全機能、経済と社会の発展、学術的研究支援）、ゾーニング（核心地域、緩衝地域、移行地域の 3 地域の要件）等について示すとともに、生態系の豊かさが保全されているか、地域主導の活動となっているか、持続可能な資源利用や自然保護と調和のとれた取組が行われているか、将来の活動の継続を担保する組織体制や計画があるか等の要件を定めています。（文部科学省；
https://www.mext.go.jp/unesco/005/1341691.htm（参照日 2020/03/25））

E）ラムサール条約

ラムサール条約は、1971 年 2 月 2 日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。

条約の目的である湿地の「保全（・再生）」と「ワイズユース（賢明な利用）」、これらを促進する「交流・学習（CEPA）」、これら 3 つが条約の基盤となる考え方です。

「保全（・再生）」

水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。

「ワイズユース（賢明な利用）」

ラムサール条約では、地域の人々の生業や生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用（ Wise Use ：ワイズユース）」を提唱しています。「賢明な利用」とは、湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用することです。

「交流・学習（CEPA）」

ラムサール条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、交流、能力養成、教育、参加、普及啓発（ CEPA：Communication, Capacity building, Education, Participation and Awareness ）を進めることを大切にしています。

ラムサール条約では、「湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水（海水）であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が６メートルを超えない海域を含む。」（条約第１条１）と定義しています。これには、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水池、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。（環境省；
https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/About_RamarConvention.html#conv_text（参照日 2020/03/25））

F）リマ行動計画

ユネスコ MAB 計画と生物圏保存地域世界ネットワークのためのリマ行動計画（2016-2025）は、第 27 回 MAB 計画国際調整理事会により採択され、また第 38 回ユネスコ総会により承認された MAB 戦略 2015-2025 の効果的実施を目的とした活動を包括的かつ簡潔にまとめたものです。（文部科学省；
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2016/09/05/1341821_09.pdf（参照日 2020/03/25））

5 つの戦略分野に分けられた 29 の成果の達成に向けて、62 の行動（アクション）が設定されています。

次表に志賀高原 BR が取り組むべき 4 つの戦略分野、19 の成果、34 の行動を示します。

表 8-2　ユネスコ MAB 計画と生物圏保存地域世界ネットワークのためのリマ行動計画（2016-2025）※32

戦略的行動分野 A. 持続可能な開発のための有効に機能するモデルからなる生物圏保存地域世界ネットワーク					
成果	行動	結果	責任主体	実施期間	達成目標
A1. 生物圏保存地域（BR）が持続可能な開発目標（SDGs）と多国間環境協定（MEA）の実施に寄与するモデルとして認識される	A1.1. SDGs 達成に積極的に寄与するサイトとしての BR を推進する	BR が、SDGs 達成を支える、再現可能かつ、拡大可能な、目に見える貢献を行う	加盟国、中央政府、BR	2016-2025 年	SDGs の目的に寄与している具体的なイニシアチブないし活動を有す BR の数 BR 概念が国内の開発アジェンダに使用される
	A1.2. MEA 実施に積極的に寄与するサイトとしての BR を推進する	BR が、MEA 実施へ成功裡に寄与することに重点を置いて、管理、支援される	MAB 事務局、加盟国、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会、BR	2016-2025 年	MEA 実施に寄与するイニシアチブないし活動を有する BR の数
	A1.3. 先住民の権利を考慮しつつ、生物多様性保全と地元民の利益のためのローカル、地域、	MAB と BR が、生物多様性保全と地元民及び先住民の利益のため連携が確立される、また	加盟国、中央・地方政府、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会、BR	2018 年末まで	保全と開発のために連携した BR の数

※32 文部科学省　リマ行動計画（仮訳）より抜粋；
(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2016/09/05/1341821_09.pdf(参照日 2020/03/25))

	国際レベルの連携を確立する	は、連携に参加する			
	A1.4 気候変動の研究、モニタリング、緩和、適応(UNFCCCCOP21 パリ協定の支援を含む)のためのプライオリティサイト観察拠点としてBR を使用する	BR が、生態系に基づいた気候変動行動のためのプライオリティサイトや観察拠点として使用される	加盟国、中央政府、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会、BR	2020 年末まで	BR で実施された気候変動関連プロジェクトの数 BR の役割を認めている国内気候変動戦略の数
	A1.5 BR 内にグリーン持続可能社会経済イニシアチブを推進する	包含的かつ環境に統合的な持続可能開発イニシアチブが確立されるBR の目的を反映する、生産物とサービスのためのラベルが考案される	BR、民間企業	2016-2025 年	グリーン持続可能社会経済イニシアチブを推進するBR の数 BR において実施された経済的イニシアチブの数
	A1.6 BR の社会生態システムの研究に着手し長期的な保全(劣化した生態系の回復と適切な	BR の社会生態システムが十分保全され維持される	加盟国、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会、BR	2016-2025 年	BR の中心地域と緩衝地域の社会生態システムを維持するための国内制定法を有する国の数

	管理を含む)を可能にする				回復された生態系の表面積
A2. BR のオープンかつ参加型の選定、計画及び実施が行われる	A2.2. BR を選定、構想、計画、推薦するプロセスが、すべての関係する利害関係者を巻き込み、地方と先住民の慣習、伝統、文化を考慮した、オープンかつ参加型で、健全な科学に基づくものとする	BR 推薦ファイルと BR 管理計画が、地方と先住民の慣習、伝統、文化を考慮した参加型のアプローチを通じて、また、健全な科学に基づいて、作成、実施される	加盟国、中央・地方政府 MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会 BR	2016-2025 年	BR 推薦につながるプロセスに関する国内指針もしくは方針の数
	A2.3. BR の実施、管理、モニタリング、定期的レビューのプロセスが、オープンかつ参加型であり、地方と先住民の慣習、伝統、文化を考慮する	BR 管理組織、計画、レビュー報告書が、地方と先住民の慣習、伝統、文化及び参加者を考慮した、参加型のアプローチを通じて作成され実施される	個々の BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会	2016-2025 年	管理体制、計画、定期レビュー報告書において、新しいプロセスが認められる BR の数

	A2.4. BR が、これらを実施する明確なコミュニケーション計画とメカニズムを有する	ＢＲ管理者と、利害関係者、MAB ネットワーク両方との間のコミュニケーションを確保する BR コミュニケーション計画とメカニズムが構築される	個々の BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会	2016-2025 年	コミュニケーション計画を有する BR の数 正式な外部コミュニケーションメカニズムを有する BR の数
A3. 補完的に BR を機能させる支援が行われつつ、BR が関連制定法、政策もしくはプログラムへ組み込まれる	A3.1. 国もしくは地方レベルの制定法、政策もしくはプログラムにおいて BR が認識される	ＢＲが、国と地域の開発、土地計画、環境及び他部門別の制定法、政策やプログラムへ組み込まれる	加盟国、中央・地方政府 MAB 国内委員会、BR	2016-2025 年	国内制定法において BR に言及している加盟国の数 政策もしくはプログラムにおける BR への言及の数
A4. BR の管理	A4.1. 研究を引き受ける大学/研究機関(特にユ	協力体制が確立、維持、強化される、能力向上	BR、MAB 国内委員会、協力大学、研究機関な	2020 年末まで	戦略的かつ機能的な協力の数

と BR における持続可能な発展を支援する研究、実践的学習、研修の機会	ネスコチェア・センター)との協力を確立する	のためのイベントが開催される	ど		出版物の数 研修及び能力向上イベントの数
	A4.2. SDGs を考慮して、BR 利害関係者(管理者と権利保有者を含む)向けた教育、研修、能力向上活動を引き受ける教育・研修機関(特にユネスコチェア・センター、ユネスコスクール)との協力体制を確立する	協力体制が確立され、維持され、強化される、教育・研修コース及びプログラムが実施される	BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会、ESD に関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)に関わっている教育・研修機関	2020 年末まで	協力体制の数国及び BR レベルの研修イベント及びプログラムの数
	A4.3 各 BR に十分な研究インフラを提供する	BR の管理を特徴づけ、知識増進に資する研究活動と研究結果が生み出される	BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会	2020 年末まで	管理と研修に応用できる研究結果の数
	A4.4. 持続可能な開発のための好事例を特定し普及させるとともに、	好事例または持続不可能な事例が研究を通じて特定され、得られた	BR、MAB 委員会、中央政府協力大学、研究機関、民間事業者	2016-2025 年	特定された好事例の数 取り除かれた持続不可能な事例の数

	持続不可能な事例を特定し取り除く	知見が BR 管理に資するべく、共有される	など		
	A4.5. BR の管理と持続可能な開発に資するプロジェクトの設計、実施における協力を管理者、地域社会、他の BR 利害関係者に促す	協働研究プロジェクトが着手される、研究の結果が管理計画に統合される	BR、中央・地方政府、研究機関	2016-2025 年	協働研究プロジェクトのある BR の数 研究を反映した開発活動の数
A5. BR の財務上の持続可能性	A5.1. 各 BR のための事業計画(収入の発生と潜在的な資金提供者との効果的なパートナーシップを含む)を策定する	BR 事業計画が策定される	BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会、中央・地方政府	2018 年末まで	事業計画を有する BR の数
	A5.2. 収入を生み出すための BR 事業計画を実施する	BR 事業計画が実施される	BR、中央政府、その他の利害関係者	2019-2025 年	BR により生み出された BR 予算の割合 持続的な資金供給を受けている BR の数
A6. 生物圏保存地域世界ネ	A6.1. 法定枠組みに定義されているように効果的な定期レビュープ	法定枠組みに沿って定期的レビューが実施される	中央・地方政府、BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委	2016-2025 年	法定枠組みを順守しレビュー報告書を期限通り提出した BR の数

ットワークが効果的に機能しており、すべての BR が法定枠組みを順守している	ロセスを実施する		員会		
	A6.2. 順応的管理プロセスをＢＲに採用する	順応的管理プロセスが BR により採用される	BR、中央・地方政府、	2016-2025 年	定期レビュー報告書により証拠づけられた、順応的管理原則を採用している BR の数
A7. ＢＲが、生態系サービスの源泉であり、管理役であると認められる	A7.1. 生態系サービス(健康と福祉に寄与するものを含む)を明らかにし、その長期的供給を促進する	BR からの生態系サービスの提供を促進するための活動が実施される	加盟国、中央・地方政府、BR	2016-2025 年	定期的レビューで示された、BR により提供された生態系サービスの質と量
	A7.2. 生態系サービスへの公正な支払(PES)のためのメカニズムを実施する	BR における公正な PES のメカニズムが実施される	加盟国、中央・地方政府、BR	2016-2025 年	PES のスキームが実施された BR の数

	A7.3. 種及び、様々な経済・文化的価値を保全、維持、促進し、生態系サービスの供給を支えるプログラムを実施する	これらの目標を掲げる、またはこれらの目標を一部に含むイニシアチブが実施される	BR、加盟国、地方政府、他の利害関係者	2016-2025 年	経済・文化的価値がある種のステータス改善を目標にしたＢＲ毎のイニシアチブの数

戦略的行動分野 B. MAB 計画と生物圏保存地域世界ネットワーク内の包含的で、活発かつ、結果指向の協働とネットワーキング					
成果	行動	結果	責任主体	実施期間	達成目標
B6. 国と国境を越えた BR 間の協働	B6.1. 異なる国における BR 間の連携協定を策定し実施する	運営可能な連携協定が確立される	加盟国、中央政府、BR、MAB 国内委員会	2018 年末まで	連携協定の数
B7. MAB のビジョンと使命を共有している科学者有識者の活発でオー	B7.2. 国際ネットワークのための、共同研究と知識交流アジェンダを策定する	共同研究と知識交流アジェンダが策定される	MAB 国内委員会、BR、地域別・テーマ別ネットワーク内の科学者	2019 年末まで	共同研究アジェンダの質と内容、ネットワークにより着手された活動の数

プンな学際ネットワーク					

戦略的行動分野 C. MAB 計画と生物圏保存地域世界ネットワークのための効果的な外部との協力と十分かつ持続可能な資金提供					
成果	行動	結果	責任主体	実施期間	達成目標
C1. MAB プログラムと WNBR のための十分な資源	C1.2. 事業計画とマーケティング計画を実施する	事業計画とマーケティング計画が実施される	すべての MAB 利害関係者	2018 年に開始	財源の動員
C3. BR と地域別ネットワークから自己収入が生み出される	C3.2. MAB 計画と目的が一致した外部事業体から資金を調達するためのパートナーシップを促進する	パートナーシップが確立され、BR 外部の政策や計画の活用を目的とした資金が投入される	BR、BR のグループ、MAB 国内委員会、地域別ネットワーク	2016-2025 年	パートナーシップを通じ資金提供された活動を有する BR と地域ネットワークの数

C4. 民間セクターによって、MAB 計画が重要なパートナーとしての認識される	C4.2. 民間セクターとのオープンで責任ある、持続可能な協働とパートナーシップの機会を創出する	民間セクターとのパートナーシップが確立、維持、強化される	すべての MAB 利害関係者	2016-2025 年	民間セクターとの協働とパートナーシップの数
C5. MAB 計画が国及び地域の資金援助事業の目的達成に寄与すると認識される	C5.1. 国及び地域の資金提供機関のプロジェクトと活動の機会を創出する	目的を同じくする国及び地域の資金提供機関に向けてプロジェクト案が作成される	加盟国、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会ＢＲ	2016-2025 年	国及び地域の資金提供機関から資金提供されたプロジェクトの数
C6. 企業家と社会的企業が BR 活動に	C6.2. BR 内の企業家と社会的企業のための機会(研修、奨励策、公共調達を含む)を創出する	企業家と社会的企業に、BR と関わるためのアイデア、パートナーシップ、仕組みが提供	BR、社会的企業、企業家、学者	2016-2025 年	BR に関与する事業者と企業の数 企業家を BR へつなぐために確立された仕組みの数

寄与する		される			BR 予算における公的資金の割合の削減
C7. BR が国内外で認知される	C7.2. 国内指針に沿って生産物とサービスにブランドを使用する	BR ブランドが、国内指針に沿った生産物とサービスのマーケティングに使用される	BR、MAB 事務局、中央政府、MAB 国内委員会、事業部門、社会的企業	2019-2025 年	BR ブランドを付けた生産物とサービスの数
C8. BR 間の相乗効果の強化	C8.1. 複数の BR 内外における BR 生産物とサービスの共同促進・マーケティングを奨励する	ＢＲにおける財とサービスの入手可能性に関する情報が交換され、共同スキームが実施される	中央政府、BR、事業部門	2016-2025 年	確立された共同マーケティングスキームの数 共同スキームの枠組みにおいて利用可能な生産物とサービスの数

戦略的行動分野 D. 包括的、現代的、オープンかつ透明なコミュニケーション、情報及びデータの共有					
成果	行動	結果	責任主体	実施期間	達成目標
D1. MAB 文書、データ、情報及び他の素材をすべ	D1.1. 2014 年に ICC により採択されたオープンアクセスポリシーの実施	MAB 文書、データ、情報及び他の素材への自由なアクセスが確立される	MAB 事務局、ネットワーク、加盟国、中央政府、MAB 国内委員会、ユネス	2016 年末まで	文書データ及び他の素材がオンラインで入手できること オープンアクセス政策を実施する国の数

て入手可能にする			コ国内委員会、BR		
D2. MAB 計画のすべての面に関する認知度の向上	D2.2. コミュニケーション計画と行動計画を実施する	コミュニケーション計画と行動計画が実施される	MAB 事務局、中央政府、MAB 国内委員会、BR、地域別ネットワーク	2016-2025 年	MAB の認知度は次の方法で測定される： MAB と BR ウェブサイトの訪問者数 MAB 関連文書のダウンロード数 国際メディアにおける MAB 関連の引用の数
D3. より広範の交流と働きかけ	D3.1. ソーシャルメディアやその他新しい情報通信技術を使用する	ソーシャルメディアやその他新しい情報通信技術が整備され、運用される	中央政府、すべての MAB 利害関係者	2016-2025 年	ソーシャルメディア及び他の技術を使用する MAB 利害関係者の数 投稿、ブログ記事、文書及び他の活動の平均数

志賀高原ユネスコエコパーク
管理運営計画
2021-2030

2021 年 5 月（策定）

2022 年 5 月（変更）

志賀高原ユネスコエコパーク協議会